

第三十九回 参議院文教委員會會議錄第四号

(九三)

昭和三十六年十月二十三日(月曜日)

午前十時五十九分開会

委員の異動

十月十九日委員野本品吉君辞任につき、その補欠として青木一男君を議長において指名した。

十月二十日委員青木一男君辞任につき、その補欠として野本品吉君を議長において指名した。

本日委員青柳秀夫君、堀本宜実君及び加藤武徳君辞任につき、その補欠として野上進君、村山道雄君及び上林忠次君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 平林 剛君
理事 安部 清美君
北畠 教真君
野本 品吉君
豊瀬 禎一君

委員

井川 伊平君
杉浦 武雄君
野上 進君
村山 道雄君
千葉千代世君
矢嶋 三義君
柏原 ヤス君

國務大臣

文部大臣 荒木萬壽夫君
政府委員 堀本 宜実君

大蔵政務次官 内藤三郎君
文部省初等中等教育局長 杉江 清君
文部省体育局長 杉江 清君

自治政務次官 大上 司君
自治省財政局長 奥野 誠亮君
事務局側 常任委員 工案 英司君
会専門員 説明員 法務省人権 鈴木 才蔵君
擁護局長 大蔵省主計官 谷川 寛三君
文部省初等中等教育局長 岡野 澄君

事務局長

説明員

本日の會議に付した案件
○理事の補欠互選の件
○教育、文化及び學術に關する調査(当面の文教政策に關する件)
○公立高等學校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(平林剛君) ただいまより文教委員會を開会いたします。
まず、委員の異動につき御報告いたします。

去る十月十九日、野本品吉君が委員を辞任され、その補欠として青木一男君が委員に選任され、また十月二十日、青木一男君が委員を辞任され、野本品吉君がその補欠として選任されました。

また本日、青柳秀夫君、堀本宜実君及び加藤武徳君がそれぞれ委員を辞任され、その補欠として野上進君、村山道雄君及び上林忠次君がそれぞれ委員に選任されました。

○委員長(平林剛君) 次に、理事の補欠互選についてお諮りいたします。

委員の異動に伴いまして、現在、当委員會に理事が一名欠員となっておりますので、この際、その補欠互選を行ないます。互選の方法は、成規の手続を省略し、便宜その指名を委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(平林剛君) 御異議ないと認め、それでは、理事に野本品吉君を指名いたします。

○委員長(平林剛君) 次に、委員長及び理事打合会の経過につき御報告いたします。

開会前、理事会を開き協議いたしました結果、本日は、まず高専校新設問題等、当面の文教政策につき調査を行なうことと決定いたしました。

以上、理事会決定の順序に従いまして本日の委員会を運営いたして参りましたと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(平林剛君) それでは、高専校新設問題等、当面の文教政策に關し、調査を進めます。

質疑の通告がありますので、この際発言を許します。矢嶋三義君。

○矢嶋三義君 ただいま出席している大臣並びに政府委員をお知らせいたします。

○委員長(平林剛君) 荒木文部大臣、杉江体育局長及び内藤初申局長、堀本大蔵政務次官、谷川主計官、以上であります。なお、大上自治政務次官と奥野財政局長も出席いたしております。

○矢嶋三義君 出席されておりますか。——本日、私はお許しを得ましたので、先般質疑いたしました残りの、オリンピック関係と、それから高専校新設問題と、学力テストの問題について数問質疑させていただきます。

まず、自治省の政府委員がまだお見えになっておりませんから、文部省だけで質疑の終わる学力テストの問題について二、三お伺いしたいと思っております。

九月二十六日の学力テスト前に、来参でずいぶん質疑が行なわれまして、私ここで伺いたい二、三点は、次の事柄であります。けさの朝日新聞にも、「迫る学力テスト各地の空気が」という見出しで、全国情勢が詳細に報じられております。事と場合では、日本の教育界に相当の混乱が予想される情勢であるだけに、きわめて私は重要な段階だと思っております。この間において、あるいは神奈川、山梨県等においては、自主的に実施法についていろいろと検討され、教職員組合とも話し合

いがついで円満に遂行される情勢の府県も若干出て参っているようでありまして、そこで、私は文部大臣にお伺い

たすのでありますが、都道府県教育委員會がその県の教育関係者と話し合いをして、そうして都道府県教育委員會の責任ある企画のもとに、自主的に十月二十六日の学力テストが行なわれることは、荒木文部大臣の方針と百パーセントかき一致していませんか、それはやむを得ない。都道府県教育委員會にそれだけの権限がある。文部大臣としては、自分のお考えで全国悉皆テストを百パーセントやりたいというお考えがあるかもしれないが、都道府県教育委員會にそういう権限があり、かようなまとまり方をするならばそれでよろしいと、文部大臣としても、やらぬよりはその方がいいと考える、この点について文部大臣の御答弁をいただきます。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) まあ本来、今度の一斉学力調査は、文部大臣に与えられております義務教育に關する教科に關することを決定する権限及びその責任を負わされております。その点にかんがみまして、義務教育の全国の学力の現状を知りたい。その結果に基づきまして、いずれば個人格差、学校の格差、地域の格差等が必然的に出てくるものと思っております。その格差の出てくる原因が何かということに極力合理的に分析し、把握しまして、それを教育の諸条件、あるいは学習指導上の有力なる合理的な根拠として改善をはかりたい、まあそういうのが今度の一斉学力調査の主たる目標でございます。したがって、問題も、学校教

育法二十条に示すところの教科に關する画一的な課題をとらえてのテストという事にならざるを得ない。また、その範囲内の調査であるわけでございますから、で、本質的に、都道府県の地方分権的教育行政の趣旨にかんがみ、職務権限があることは万々承知いたしますが、今回の一斉学力調査はそのことを建前としてやるのじゃない。御指摘のように、都道府県の自主性の立場に立つてやるものは、都道府県みずからが別途に行なうという事は、これは当然のことといたしまして、今回の一斉調査は都道府県の特徴を盛り込む余地のないものと、また盛り込まないほうが本来の趣旨が適切に透徹できるものと考へるのであります。ですから、都道府県の立場において何らかの作為を加えられるにしても、今申し上げました一斉学力調査の目的を達成するために必要なことを補足的にやられるという事はあり得ようかと思ひますが、テストそのものは、今申し上げる趣旨で行なわれるべきもの、したがって、文部省が示しました調査のやり方と本質を異にすることをやられることは望ましくない、かように考へております。

○矢嶋三義君 文部大臣のお考え、衆参で発言されたことは大体私は承知しておりますので、時間の關係上、私の伺っている点にポイントを合わせて、明確に一つお答えを願ひたい。

今の点、もう一回伺ひたいんですが、この学習指導の改善、教育条件の改善の資料とすると、これが今度の学力テストの一番大きな柱になっていくわけですからね。したがって、都道府県教育委員会が、この主目的を達成するために、現場の教師の協力を得て、そして混乱を起こすことなく、スムーズに一斉調査が行なわれるように話し合ひをまとめられて実施するに於いては、文部大臣としてはそれは十全でないと思はれるかもしれませんが、都道府県教育委員会にそれだけの権限があり、それで教育界に混乱が起こることなく、円満に十月二十六日のテストが行なわれるならば、文部大臣としてはそれもやむを得ない、それでけっこうだ、混乱を起こすよりはよろしい、こういう御心境にあられると思ひますが、いかがですかという事を伺つてゐるわけで、先ほど文部大臣の言葉の中に、言葉を返すわけじゃありませんが、都道府県教育委員会の特色を一応織り込む余地はないのだ、こういうふうにおっしゃいますが、学習指導の改善と教育条件の改善の目的を達成するためには、うちの都道府県ではこの形で円満にテストをやることが妥当であり、一番成果を上げ得ると都道府県教育委員会が判断をして、そして話し合ひの上で行なわれるならばそれでけっこうだ、それだけの権限が都道府県教育委員会にあると、こういう御見解に立たれてゐるものと思ひますので、あらためて伺ひます。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) ただいまも申し上げましたように、都道府県の地方分権の立場における職務権限に基づいて、なすべきことは別途あるわけでありまして、その見地に立つてみずからの見識をもつて学力調査をやられることは、これは当然と思ひます。しかし、それはあくまでも別途にもくろまれ、実施されるべきものであつて、

今度の一斉学力調査に地方の特色を具體的に盛り込むということは、それ自体一斉学力調査の効果を減殺するおそれがございますから、そういうことはやつてもらいたくない。ただ、事実問題として日教組が騒いでどうにもならぬから、事実上話し合ひすべき、本来話し合ひべき筋合いの課題じゃございませぬけれども、今までの行きがかり上、そんなふうなことが起こつて、望ましくないが、話し合ひをして騒がないうで済んだという事は、騒ぎが起るよりは少しはましだろうとは思ひますが、そんなことをすることそれ自体が大体間違つておることだと心得ます。

○矢嶋三義君 文部大臣、少し大臣としてこだわり過ぎておると思ひますがね。私は日本の教育界の混乱が起らないように、国費を使つてやるテストですから、日本の教育にプラスになるようにと、そのためにはこの時点において国会議員としていかなる発言をし、行政府に対してどういふ態度をとることを要請すべきか、示唆を与えるべきかという立場から伺つてゐるのであります。日本の教育にプラスをもたらすという立場からお答えいただきたいと思ひます。

続いて第二問として具体的に伺ひますが、それは、今まで私が承つた点におきまして、また本日の朝日の特集を見まして、指導要録にその結果を記入するかしらないかということが一つの大きなポイントになつておるようであります。で、指導要録にその結果を記入しないということになれば、相当全国的にこのテスト問題が緩和される

情勢にあるように私は判断をいたします。そこで伺ひするのであります。が、大臣の御発言を今まで承つてみますと、子供の一生につきまといいくようなことはしない、入学試験にはこれを使われない、就職にも使われない、こういうことを明確に答弁されております。そこで何うのですが、指導要録のサンプルを文部省が示してはおりません。しかし、この指導要録の決定権は市町村教育委員会にございまして、このサンプルとして出されておる指導要録の中には、もちろん標準検査の記録といふものがございますが、市町村教育委員会が今次テストを円満に施行し、成果を上げるために、指導要録には記入しない、こういう方針を出されて実施されることは、指導要録にせひとも記入してほしいと強い指示を与えておる文部大臣としては不満かもしれぬが、市町村教育委員会が諸種の情勢を総合判断して、指導要録には記入しないという方針を出されてテストを行なわれるならば、それもやむを得ない、それでけっこうだと、それだけの市町村教育委員会には権限がある、こういう御見解に、今、文部大臣は立たれてゐるもの、立たれるべきものと、かように私は考へますが、いかがでございますでしょうか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) おっしゃることを違法呼ばわりは直接できないと思ひます。ただ、はなはだしく適正を欠く措置を都道府県がそういう場合にはとつたと判断するべき内容のものと思ひます。と申し上げますのは、なるほどおっしゃるとおり、指導要録のひな形を定めて通達をいたしております。それに書き込む事柄は校長の権限

であり、職責であると理解いたします。けれども標準検査に關する事項という欄に、テストでもつて的確な資料と考へられる信憑性のあるもの、しかも的確に実施したというものは、そこに記入しないという事を指示いたしておる。何が信憑性あるものかどうかは、もちろん校長の判断にまかされてゐる姿であることは当然でございますが、しかし、その何が信憑性があるかどうかという事は、そこで予定しておりますのは、民間テストを対象としたしております。民間テストといふのも信憑性ありと認めるものは記録しないという建前になっております。そして今度行ないます一斉学力調査は、文部省がその権限に基づく責任に立脚して教育の場を改善しますために、ぜひ必要だからやるといふ学力調査でございますから、民間の部分々々、あるいはいは無責任な立場にある民間のテストよりも、もつとはるかに信憑性のあるものを欄に記入すべき本質を持つてゐる、こう判断するのでございまして、したがって、記入していただきたいということを指示いたしております。(もらいたいという希望ですが、かへつて希望者あり)むしろ希望の指示でございますが、しかし、その指示には本質的に従うべき内容を持つております。しかし、しからば記入しなかつたから義務違反として、法律違反として処断するべき直接の理由は生じないと理解いたしますが、しかし、望ましくことであることには私は客観的に確かだと信じますので、記入してもらいたい、それを記入しないでよろしいと都道府県が判断して指示したこと、そのことは、はなはだ適切を欠く処置で

あると、こう考えます。しかし、現に数日後に迫っております措置要求までもして、そして狂瀾を既倒に返すことは事実上不可能だと思ひます。したがって、結果的にはおとしやるようにやむを得ないということが起こると思ひますが、来年の一斉学力調査には、そういうことはしないようにという指示を当然せねばならない課題として残ると思ひます。

○矢嶋三義君 文部大臣、私はこれで質問を終わるのですが、地方教育行政法の中に措置要求というのがありますね。これは第三十一回の通常国会で成立した法律ですが、あの文部大臣の措置要求で行なわれた条章なんですか。こういふ指導要録に記入するのと同じかという点で、あの措置要求権を発動するやうな問題ではないのです。これは法の運用を誤つておられます。あなたは文部省で行なうテスト、民間テストの信憑性云々ということをお言われたいと思いますが、私はそういうことは問題じゃないと思ひます。端々の問題だと思ひます。したがって、指導要録に学校長あるいは教師が、この際記入を見合わせよう、また、市町村教育委員会がこのテストの結果をより上げるために指導要録への記入は、この際見合わせようということになれば、文部大臣としては、それでけっこうだという立場をとられなければならないと思ひます。指導要録に記入するかしらぬかというところが一番争点になつてゐるやうです。それを固執して、日本の教育界に混乱を起すやうなことを、文部省として、文部大臣としてやつて、あるいはやらして適当な

のでしょいか。政治家としてそれでよろしいんでしょいか。われわれは事をなさんとするときは百パーセントいねがうんですよ。しかし、すべてのことが百パーセント行なわれるということは希有ですよ。改善、三善の策を特に政治家は私は考えなきゃならぬと思ひます。かりに、私はかりにと申してゐるのです、新聞を私は根拠にしてゐるのですから、かりに指導要録に記入しないことによつて日本の教育界の混乱が防げるし、改善、三善の方途としてテストが行なわれるとするならば、文部大臣としてもそれでけっこう、やむを得ない、こういうことでは、私はあらためてお伺ひいたしますが、荒木文部大臣は次のごとく発言、答弁をした。すなわち今十月二十六日の学力調査に当たつて、市町村教育委員会が学校長、現場教師と協議の上で、その結果は指導要録には記入しないという形において話し合ひがつき、円満に学力テストが行なわれるにおいて、文部大臣としてそれで差しつかえない、けっこうだ、それだけの市町村教育委員会、学校長に権限があると答弁をした、よろしうございませう。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 今申し上げますとおり、けっこうだと思ひます。やむを得ないことだと思ひます。

○矢嶋三義君 お約束でありますから、私の学力テストの問題はここでどめまして次に移りますが、豊瀬委員から関連質問があるやうですから。

○豊瀬一君 約束ですから質問になります。明日質問するために資料提出の点で一、二だしていただきたい

思ひます。私はこの問題が審議される冒頭に当たりまして、同僚議員の数氏と一緒に、まず第一番には人的能力委員会の答申書、これの提出を要求いたしておりましたが、今日に至るまで文部当局のそれだけの係は言を左右にして提出をいたしません。これはすでに昨年に提出された資料であります。その中の要項等はいろいろな角度において論議された問題ですが、それが十日近い日にちを経過しても今日まで出されないといふことに対して、大臣は、重要な学力テストに関連ある資料を文部官僚が故意に隠匿しておるといふ判断をされてもやむを得ないと思ひます。大臣の見解は如何ですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 国会からの資料の御要望に對しましては誠意をもつて作成し、提出してゐるはずでございます。もし、御要望のことがまだ提出されてないといふれば、實際上手間がかかり時間がかかつてできないか、しからずば資料がないために不可能か、いずれの場合以外はあり得ないと思ひます。文部省の政府委員以下、文部省をあげて国会の御要望に對しては誠意をもつて準備し、提出できるものは提出してゐると承知いたしております。

○豊瀬一君 人的能力委員会の答申案は昨年でき、しかもプリントにした資料です。それを要求をしてから、やつときより再度質問するやうに理事會では話し合ひをしておりましてけれども、ロッカーに入れたのは何日か御存じでせう。正式に委員会から諮問して論議され、しかも、所得倍増計画の一つの根拠となり、その所得倍増計画に基づいて学力テストをやるべきであるといふ根拠に立つてこのことが進められております。こういう重要な資料を数日間も提出しないといふことは、これはどうあろうとも、あなたが御答弁のやうな、誠心誠意をもつて資料提出に当たつておるとは判断できません。しかも、当該資料につきましてはたまたましたところ、政府委員室の連中は、すでに前国会においてもある部の委員会には配付された資料である。機密資料ではないと言つておる。ただし、文教委員会には配付されませんでした。この資料を要求して、しかも一週間以上も出されないといふことをもつて、大臣は誠心誠意資料の提出に当たつておるといふ判断ができますか。同時に、これは内藤局長あるいは調査局の所管になります。昭和三十一年以来学力テストをやつてきておるはあります。しかし、この抽出による学力テストの結果をどう診断し、そのことがいゝゆる教育基本法にいつところの教育諸条件の充実にどう反映し、どう法令化し、どう予算化されたかといふ資料を要求してゐる。しかも、ここに出された資料を大臣ごらんになつておられますか。私はその際にも、教育白書に盛り込んでおるやうな抽象的な資料ではだめで、具体的なことを念を押しておる。ところが、調査局の出された資料は何日実施しました、これでどういふきわめて審議の対象にならない、また、今回学力テストを実施するに当たつて、大臣がたびたび答弁してあるところの、諸条件の整備充実に資したいといふ決意をされたところの根拠になるべき資料ではありません。こういう点から考えまして、私は

提出の、実際に出された具體的資料を大臣が検討されてみることに、文部当局が資料の提出に對してきわめて怠慢であつたといふことをはつきりと認識してもらいたいと思ひますが、資料をごらんになつた上でどうお考えですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 實際のところ、御要望の資料を提出しますときには、大臣決意まで取つて提出いたさないやうな慣例のやうでございまして、見ておられません。提出しましたものは私の責任において出すわけですから、全部見ておるべき筋合いとは思ひますけれども、現実問題としては見ておられません。どういふものを差し上げたか承知しないのはなほだ遺憾に思ひます。ただ、その間の御要望と資料の食い違い等のいきさつは、具體的なことでございまして、必要ならば政府委員からお答えすることをお許しいただきます。

○政府委員(内藤三郎君) 資料といひましてお手元に差し上げたものは大体私どもつけておると思ひます。今お尋ねのこのサンプリング・テストがどういふふうに改善の資料になつたかといふ点につきましても、第一番に学習指導要領改正に際しまして、これは初、中、高の指導要領改正には十分役立てました。そのほか、僻地教育の振興とか、あるいは特殊教育の振興とか、育英資金の増額の問題あるいは科学技術教育の振興の点、こういうやうな点につきましても一応の資料が出ておるのであります。

それから、人的委員会のお話が出ましたが、これは確かに委員の構成等につきましては出ておるはずと私は記憶

しております。ただ、その資料の内容でございしますが、人的構成部会があるいはたきさんの部会がございまして、全部の議事録は膨大なものでございまして、それを印刷するには実は時間がかかるといので全部お出しできないと思ひますが、要旨だけは少なくともお出ししたと私は記憶しておるのですが、この点、再度調査いたしまして、もし提出がなければ、これは大へん遺憾なこととございしますので、さつそく出したいと思ひます。で、部会によつては、まだ委員会の構成だけきめて実質的な審議に入つていない。たしか豊瀬委員の御質問の点は二つの部会があつたように記憶しておるのですが、一つの部会のほうは一応の結論を得ておる。他の部会の方は構成だけきめて何にも審議に入つていない、こゝういふうちに聞いておりましたので、委員会のメンバーだけを私出したように記憶しております。それから一つの部会については一応の結論が出ておりますが、先ほど申しましたように膨大な資料でございまして、豊瀬委員には報告書全文を差しあげたとも記憶しておりますが、これは別に他意があるわけじゃないので、たきさんのものでございすから、騰写が間に合なかつたといふことでございす。

○豊瀬一君 どうも資料提出に對してまじめな答弁でないと思ひますが、人的能力委員会の答申資料は字數にして二万五千字程度のもので、そしてこれはすでに印刷されているものではないといふ根拠については私はどうしてもし了解できない。委員の構成等については、おつしやるとおり資料が出て

おるけれども、教育訓練小委員会、人的能力委員会——マン・パワーはどうあるべきか、そしてその中に学力テストはどう実施すべきかといふこともちゃんと出ておる。これはちゃんと当該官庁から私は手に入れています。これが出せないという理由はありません。字數にしてそれといたしたあれじやない。教育訓練小委員会の結論は、これはかなり資料です。これはプリントとして出ています。それから今私が言つた、この間も具体的に言つたのだけれども、学力テストをやる。そして生徒がたとへば五十点の點數をとる。その中に理科の課題についてこゝういふ傾向の課題が出た。その学校では免許状を持つてゐる者の構成がどうである、地域環境はどうである、学校の顕微鏡とか、試験管とか、あるいはその他のい

わゆる一応の考えられる基準について到達点に達しておるか、したがつて、教師、生徒環境、それから学校の設備、こゝういふものを判断して、同じ五十点であるけれども、福岡県はこゝを充実する必要がある、岩手県においてはこの整備する必要がある、この結論が出なくてあなたたちが言つておるところの教育諸条件の整備といふことは考えられません。したがつて、僕が要求しておるのは抽出テストであるけれども、テストをやつたその当該事件について、全部とは言わないから、いづれかを指定をして、そゝういふ診断をしたものがあれば出さないといふ、こゝう言つてゐる。だから明日、再度質問を全体についていたしますので、あらためて答弁の必要ありませんので、今申し上げたような資料を十分用意していただきたいと思ひます。

○矢嶋三義君 次に、高専校新設の問題に關しまして、緊急性がございすので、數點にわたつて質疑をいたします。まず、自治省の奥野財政局長にお伺ひいたしますが、政務次官にはそのあとで伺ひます。

自治体には固有の行政事務があり、行政水準の維持の向上をはかるために高専校の新設等にあたつて地元負担金を国から課せられることは好ましくないと。行政事務のうちには教育問題だけをとりましても、高校の急増対策、高校の老朽施設、設備の改善等を考えると、国立高専を設置するからといつて、伝えられるような地元負担金を国が課することは、自治体のお世話をしておる自治省としては好ましくないと。だと考へる、この点についての事務当局の御所見を承りたい。

○政府委員(奥野誠亮君) お話しまことにこゝもともございまして、全く私たちが同じような考え方を持つておるわけでありまして。特にそゝういふ意味で、地方財政法、地方財政再建促進特別措置法に關連した規定も置いておるわけでありまして。こゝういふことでございまして、工業高等専門学校設置については、形式的にはもちろんではございすけれども、実質的にも地方団体の負担とならないような措置を國において講じてもらいたいといふようなことで、文書及び口頭、両方をもちまして、文部省及び大蔵省に申し入れをいたしておるわけでございます。

○矢嶋三義君 自治省の大土政務次官に伺ひますが、大臣にかつてお答えいただきたいと思ひます。

来年度の予算編成にあつては、自治大臣は閣僚の一人として、先刻私が

発言をし、奥野政府委員が答弁された線に沿つて予算が確定するより全面的に責任を持つて努力をするといふことのお約束をいただいたと思ひます。御答弁願ひます。

○政府委員(大土司君) お答えいたします。ただいまの点につきましては、財政局長から御説明したとおり、寸分間違ひございせん。したがひまして、ただいま矢嶋先生の明年度の予算編成にあつてどういふ考へで、あるいはさらに事務当局の述べられた意見に間違ひないかといふ御質問のうちに伺ひました。したがひまして、本件につきましては、ただいま局長の申し上げたように、文部省へ書類をもつて申し上げておりますと同時に、われわれは本年の八月三十一日に、「昭和三十一年度國の予算編成と併行して採らるべき地方財政措置要綱」といふものを出しまして、その中の特に六項のうちに、この高専も入れております。その内容を御紹介しますと、「工業高等専門学校等の施設の増設に當つては、当該施設の敷地等の取得に要する経費について、形式的には勿論実質的にも地方団体に負担を求めることとならないといふ建前からしまして、大臣になりかわりまして、わが省といたしまして、また、國といたしまして、きん然とこの線を進んでいきたいと思ひます。

○矢嶋三義君 その答弁了承いたしました。次に、文部大臣に伺ひます。高専校新設に關する法律の生みの親として、荒木文部大臣としても一校でも多く國立高専を設立したいといふ念願に

燃えてゐるだらうといふことは容易に推察できます。そこで、大臣に伺ひたいと思ひますが、今全國からどの程度の新設要請が文部當局になされてゐるかといふこと、それからこれは売り方買ひ方の關係ですが、できるだけ多く設置したいといふ文部省、それから自分らの郷土に設立してもらいたいといふ地元側、その關係から、文部省としては少しでも受け入れ態勢、それはあるいは施設設備に對する物質的な地元負担ですね、それがよけい出てくることを暗に期待してゐるやに見受けられるし、また地元側としては、設置してもらいたいあまりに、当然固有の行政事務でやになくやらぬものものゝことをたな上げにして、同じ教育問題でも、たとえば具体的に、高校の急増設、そゝういふことは都道府県が最もやらなければならぬ事務柄でありまして、そゝういふ方面を若干犠牲にして、プレートをかけても、高専を設立してもらいたさに、非常に無理をした受け入れ態勢を整えようとする傾向が私は見えてゐると思ひます。これは好ましいことではないと思ひます。だから、担当文部大臣としては、自治省側の見解と同じ氣持で園内において主張し、予算の編成確定に努力されるべきである。そゝういふ基本的態度を堅持されてゐるものと思ひますが、あらためてお伺ひいたします。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) 現在、工業高等専門学校の設置希望箇所は約五十カ所でございます。県の數でいきますと、約四十都道府県といふ見當でございます。ところで、今、自治省の政務次官、財政局長からのお話し承知いたしました。ありやうを申し上げ

たしてあります。

ますと、来年度の概算要求をするに当たります。土地の入手についての概算の数字がございませぬ。ですから、一体土地はどうするのだと内部で話したことがございませぬ。ところが国立の学校等を設置しますときに、地元でそれを提供してもらおうというのは明治以来の慣行だ。文部省もそう思い、大蔵省もそう思い、地元一般もそう思っておるといふような話が出てきて、それならば、土地の關係の概算要求はつけないで、概算要求をしようという内容が、今概算要求として出ているわけがあります。その後、今、自治省からのお話のような文書をちょうだいいたしまして、そのことに關連して、今、大蔵省とも話し合い中でございます。仰せのとおり、一方において地方財政が県によつては非常に苦しいところがあることも承知いたしております。それに対して、国として自治省を通じて、地方財政の健全化のために、運営上必要な措置を講じておるといふことも承知いたしております。それとこれとを考へ合わせますと、もし地方自治体の負担に帰するようなやり方でやることは、形式上も実質上も好ましくないことは当然と心得ます。その間の問題につきましても、大蔵省とも、さらには自治省とも必要ならばよく相談をして善処したい。かように考へておるところでございます。

○矢嶋三義君 明治以来の慣行と申しまして、新憲法以来、行政機構の、また具体的に自治体制度も大きく変革がなされておるわけでありまして、から、だから明治以来の慣行というような立場で、地元負担を課する、そのために他の当然固有の事務としてやらなくちゃならぬことが、なおざりにされるというふうなことがあつてはならないと思ひますので、關係省において十分配慮されるよう、特に御要望申し上げておきます。

次に、文部省に伺いますが、高専校一校の設立に要する経費は、大ざっぱに申して幾らと算定されておられますか。なお、来年度において幾ばくの予算を要求し、予算書に計上しようと思はれておられるか、数字を承ります。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) 正確を期します意味で政府委員からお答え申し上げます。

○説明員(岡野達君) 来年度国立の工業専門学校の設置の予算としましては、初年度の運営費として十億四千万円を要求しておりますが、一校当たり、完成年度になりますと、施設費約五億四千万円でございます。それからそのほかに運営費としまして、一校当たり約一億五千万円でございます。

○矢嶋三義君 あなたの御答弁は、初年度約十二億円要求するつもりである、かように承してよろしいのですか。

○説明員(岡野達君) 初年度運営費として十億四千万円を要求いたしております。それから別途に施設費として二十四億を要求いたしておりますから、合計いたしますと約三十四億を要求しているということでございます。

○矢嶋三義君 現時点において、大蔵当局の御答弁をわすれず、先刻以来、文部、自治両省から見解が表明されたわけでありまして、これに對して大蔵当局として、どう御見解を持っておられるか、お答えいただきたい。

○政府委員(堀本宜実君) 理工系の学生の増募対策について、高専設置が決定され、それについて文部省から予算の要求がございませぬ。まだ文部省との詳細な打ち合わせが完了いたしておりません。目下これらの予算については慎重検討いたしております。過程でございませぬので、数字をここで申し上げることができないことを、まことに残念に存じますが、検討を行なつていくところでございませぬ。なお、ただいま御質疑の中にございまして地方団体のこれら建設に對する敷地あるいはその他施設費等の寄付等につきましては、地方財政法並びに地方財政再建促進特別措置法等の法的な問題もあり、また、法的な疑義もございませぬので、具體的な決定の際、これらの問題は慎重に文部省と検討をいたしまして決定をいたしたい、かように存じます。

○矢嶋三義君 次に、文部大臣に伺いたいんですが、法律が公布施行されているわけですから、明年の四月一日から何校かは発足することは既定の事実だと思ひます。それを前提に伺うわけですが、いつ設置場所を決定する予定なんですか。学年度というのは、四月一日から発足するのですから、それには幾多の事前の用意が要るわけですね。私は今決定しても、来年の四月一日の開校というものは至難だと思ひます。一体いつまでに設置場所をきめて、いつからその新設校を発足させようという構想を持っておられるのか、お答えいただきたいと思ひます。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) 御指摘のとおり、来年度初頭から発足させますためには、事前の準備を十二分にいた

しませなければ困難かと思ひます。具體的な設置場所の決定は、予算折衝とのかみ合いになりますので、十一月一ぱいにはおそくとも内定をいたしまして、むろん制度論としては、予算を国会で御決定いただくことにはできない道理でございますが、すでに今御指摘のとおり、法律としてはお認めいただいておりますことに寄るばかりで、実際問題としてできるだけの準備をいたしたい、かように考へております。四月一日にきつとスタートできるかどうか、実際問題として困難があるかと思ひます。一カ月ぐらゐずれることもあり得る、それもまたやむを得ないであらう、そういうことも念頭に置きながらの準備をいたしたいと今心がまえておるところでございます。

○矢嶋三義君 続いて伺いますが、私はこの設置場所については、国の恒久的教育施設機関であるから、最も合理的に公正にその設置場所をきめなければ、後世に悔いを残すので、この基本的態度について、かつて文部大臣に伺いをし、私の共鳴するような御答弁をいただいたわけですが、最近一部から承るところによりますと、政界の有力者の勧誘がかなり目立ってきたように私は感じしております。いわゆるわが党の実力者が、その設置場所について事務当局の見解をたな上げにして、動かれている傾向があるようです。これは文部大臣として責任を持ててほしい傾向といふものはチェックしなければならぬと思ひますが、いかがでありますか。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) わろんお説の通りと存じております。与党だけ

ではなしに、与野党を通じて地元の熾烈な御要望をお申し出になる向きがたくさんございまして、実は取捨に迷うくらいであります。これは、先刻、五十カ所くらいのところから、予算要求が十五カ所くらいに、三倍以上の御要望があるのでも面くらつてはおりますが、どこに具體的に最終的にきめるかにつきましては、お説のような考へ方で臨まなければならぬと思つております。

○矢嶋三義君 いつぞ共同通信の報ずるところとして、詳細にその設置予定地が日刊紙に報道されたことがあります。一部文部省の事務当局に聞きますと、あれは共同通信記者の創作であつて根拠はないのであるということ、をブライベートに承つておりますが、さうに承してよろしいのかどうか。それとも優秀なる記者に盗まれたのか、やはり根拠のある記事なのか。責任者として大臣の御答弁をわすれ

○國務大臣(荒木萬壽夫君) 盗まれたはずもありませんし、盗まれるような具體的な材料があつたらしく思つておりませぬ。先刻申し上げた通り約五十カ所からの熾烈な希望があることは、これは敏腕ならざる記者諸君といえども御承知のはずでございます。地元の熱意等をしんしゃくしながら作られたものではなからうかと想像いたしま

○矢嶋三義君 それは承つておきま

あつて、三問ありますが、その一つは、新聞にも報じられ、また、かつて委員会でも発言されたかと思ひますが、前国会で新設を見ました長岡工業短大、宇部工業短大、これを高専に横すべりをするという方針が伝えられて

おります。これは前国会の法案審議の経過からいって、立法院における審議を軽視するものとして私は許すことができないことと思ひます。法案審議の場合、十二時近くの深夜に及んだことがありますがね。この高専の新設と短大とは、別個の問題だ、異質の問題だ、短大制度というものは、今の学校教育法では臨時的な措置となつておるが、これを要するつもりはないのだ、かように答弁しております。前国会でこの工業短大は新設を国会にはかつたばかりじゃないですか。そのあなた方の意向を受けて、われわれは国会でこれを可決成立させた。その際に、工業短大とこれとは異質の別個の問題だ、かように答弁しておきながら、舌の根のかわかないうちにこれを高専に横すべりするといふことは、国会における行政府の答弁と著しく食い違ひし、立法院の審議過程を無視するものであつて許すことのできないことだと思ひますが、これも根拠のない報道であるとして承してよろしいのかと思ひます、念のため承つておきます。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) ただいま御指摘の点は根拠のある報道でございます。概算要求に、二方面について新設の中に含めて、純然たる新設プラス二つ、合せて十七校といふことになつております。御指摘でございますが、短大制度そのものは一つのこと、高等専門学校制度はまた他の一つであることに間違ひはございません。今御指摘の場所に土地もございません、校舎もございませんから、新設をしようといふわけでございます。ことに地元等から当該大学としても承つてほしいといふ要望も非常に強力に行なわれまして、純然たる新設のほかに二つを予定しておるような次第であります。

○矢嶋三義君 重ねて伺ひますが、それでは、たとえば長岡の場合、長岡工業短大ができる。それと別に長岡工業高等専門学校というのでできるわけですか。そういうことを報道されておるの。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) そのとおりでございます。

○矢嶋三義君 これは新設地を決定する一つの基準の問題に触れてくると思ひますが、この国の教育機関の全国的配置、それから日本の産業の分布状況等、にらみ合わせるべきに、昭和三十六年度で工業短大も設ける、昭和三十七年に高専も設ける、この二つは適当なものですかね。その裏には、これを工業短大をつぶして高専一本にまとめるというようないふ底意があるのじゃないですか。でなければ考えられぬことだと思ひます。常識上、もしこれを一本にするとするならば、私がさつき申し上げたように前国会の法案審議の過程におけるあなたの方の答弁から、著しい食い違ひを生じて、私は許すことができないと思ひます。当時の小林大学局長の答弁は、私あとで言つたような方向だつた。それを無理やりに全く力をもつて大臣は小林大学局長の答弁を、文部省の最終統一見解としてくつがえさしたじやないですか。そういう経過があるのですよ。重ねて伺ひますが、その二つでできるということですが、それを一緒にするといふような考え方はないといふ前提に立つてお考えになつておられますね。御確認願ひます。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) そのとおりでございます。

○矢嶋三義君 谷川主計官に伺ひます。あなたの方はこれは予算の査定をするわけですが、最近のこの技術革新その他に伴つてこの技術系の学校の新設要望といふものはきわめて盛んなわけですね。大臣が申されたように全国五十校の新設要望がある。そういう状況下において昭和三十六年度に工業短大を新設して、そして昭和三十七年度に、五年制の高等学校と工業短大を一緒にしたようなものですよ、そういうものをまた三十七年度に設ける、こういう計画といふものは、予算の査定権を持つてゐる主計官としては、どういふ見解を持つて査定なさるんとするの、私は非常識な文部省の方針だと思ひます。これが、かりにその二年の短大と高専新設を一つとして工業高専一本にするのだといふなら、これは私は国費の使い方として考えられると思ひます。しかし三十七年と三十七年統一してそういう別個のものをこしらへるというそういう国費の使い方であるでせうかね。非常識な考え方だと思ひます。あなたの方針と良識ではどういふ御見解か、念のため承つておきます。思い切つて答えなさい。

○説明員(谷川寛三君) まだ私ども先ほど政務次官から……

○矢嶋三義君 聞いておる今の質疑応答、それだけの素材で、あなたの脳細胞で判断していただきます。

○説明員(谷川寛三君) 先ほど私どもの政務次官がお答え申し上げましたとおり、理工系の学生の増募対策の一環として、いろいろな案が考えられてい

るわけでございますが、その中で短大、それから今度新たに新設されます高専に、どういふ役割と地位を与えていきますかといふことにつきまして、まだはつきりした結論を出してありませんので、慎重に考えておりますところでございます。いろいろ御意見を参考なさしていただきます。ひとつ早急に結論を出したいと思つております。

○矢嶋三義君 あなたなかなか聡明で、そつがなない答弁をする、まあ主計官当時は少しそつのある答弁をした方が事務次官までなれますよ。(笑)そんなそつのない答弁は若年寄りではないですよ。しかし、今、文部大臣と私の間にそういう問答があつたといふことは、谷川主計官にしても大蔵政務次官にしても、よく肝に銘じておつてもらいたいと思ひます。いづれ今度お目にかかるときは、すでに予算案、法律案が確定して活字となつた後にお目にかかるでせうが、その内容いかんによつては、私はそのときあらためて質問したいし、追及もするつもりです。その用意で十分査定されるように特に要望しておきます。

次に、文部大臣に伺ひますが、ね、あと一、二点です。設置場所を早くきめねばならぬ、きめるにあつては、あなたのところでは一つの科学的な合理的な基準といふもののさししつものものをこしらへて、そのスケールに当てはめてきめると思ふのですが、最近産業都市建設に関する法律案等もいろいろと議題になり、検討されているようですが、新産業都市、工業都市建設等、国策の線として想定されているような地域といふものは、その工業技術

員養成機関の新設にあつては、一つの大きな有力なる要因となるものと考えますが、そういう点は基本的方針の中に入れられておられるかどうか承つておきます。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) お話の法案はまだ検討中ですので……

が、おおよその概括的な構想は数案ありまして、共通しておるようですが、御指摘のとおりそういうことも有力なる一つの決定要因でなければならぬと思つております。と同時に、農業基本法の制定は、そういうことにかかわらず、たとへばある県で、農業県にさらに農業所得をふやす意味において、その県民の生活水準を上げる角度から、工業を盛んにすることによつて農工渾然一体的な県民生活の将来を期待するといふ構想からいたしまして、かりに今御指摘のような産業都市地域として指定されなかつた県におきましても、また必要なる一つの要因があるわけでございますから、その両面を考慮あわせまして、予算折衝の成果いかんで相当の違いは出てこようとは思ひますが、基本的な考え方は今御指摘のようないふことも含めて十分考えなければならぬと思つております。

○矢嶋三義君 特にその点は要望いたしておきます。

で、高専校に関する最後の質疑ですが、文部省としては省議に基づいて国立十五校の予算の概算要求をしていくつもりですが、予算編成の最終段階になると、二者択一的な意見が行なわれてくると思ふのです。十五校が十校かあるいは十二校かあるいは八校か、こゝなる場合、私は次のようなことがあつてはならないと思ふのです。で、

その点で伺うわけですがね。たとえば大蔵省が非常に狭く八校だ、こう出してきた。これをたとえ十二校とする場合に、それでは大学のこつちの予算はこれでまんまるから——すなわち大学予算の犠牲——大蔵省の主張の八校をひとつ十二校にして手を打とうとか、あるいは今ベビー・ブームに對して高等学校の急増対策ということが大きな問題になっている。昭和三十六年度の予算編成にあたって、大臣の誠意と努力にかかわらず、ベビー・ブーム対策として、高等学校の急増対策として、新設の補助予算はついに組むことができなかった。大臣はすいぶん努力されたけれども、しかし昭和三十一年度においては、高等学校の新設にあたって、ぜひともこれは終戦処理の環境として、補助予算が組めるようにしなければならぬ、したいものだというのがこれは大臣の公的発言でもあるわけだ。私は期待しております。その予算の最終決定にあたって、高専校は大蔵省が八校といえ、これが十二校になるのなら、それならもう高等学校新設に關しての補助金は従来どおりひとつ起債だけで文部大臣としては納得しなす。すなわち高校急増対策の犠牲において高専校の予算を規定する。まあ政治ですからね、ギブ・アンド・テイク、予算の編成のような微妙な問題には二者択一的なものが出てくることは通例ではありますけれども、しかし、私は来年度の予算の編成にあたっての一つの眼目になる高等学校の急増に對する補助予算という制度を、こつちは昭和三十六年度の工業課程だけに限らずに、普通課程へも拡大する、という、こういうことをやるこ

と、それから大学の予算を確保する、こういうことをかりにも徹々たるものでも犠牲にする形で高校、高専の予算を確保するというような予算の編成の仕方というものはとらるべきでない、大臣もとうとうとはしてない、かやうに思ふのですが、この点について大臣のひとと所見と決意を承つておきたい。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 仰せのとおり高等学校の生徒急増対策は、これは待つたなしの、現にそれだけの生徒がおるわけですから、その現実に即して考えらるべき本質的な必然性を持つておると考えます。高専にしろ大学にしろ、所得倍増との関連はもとより、もっと長い目で見た技術革新の場に應ずるための措置として、これまた絶対必要なものと心得ております。池田前長官の勧告もありましたし、あれはなかつたて、技術革新の場に應ずるためには、もともと国費がつき込まれて、全国民の利益のために措置されるべき性質を持った重大な課題と心得ております。高専も十五校、全部大蔵省は認めて下さるものと期待いたしてゐるわけでありませう。

○矢嶋三義君 もう一回伺います。大蔵政務次官並びに谷川説明員の順序でお答えいただきたいと思ひます。それは、終戦処理の一環としての高等学校の急増、これにあつては、昭和三十一年度においては補助予算を組み、地方自治体の行政水準の維持向上の一翼をになうのが妥当である。それらの犠牲において高専校の予算等を考慮すべきものでない。また、大学、高専と比較的関係の深い大学予算の面について、高専校というのは、一つの国

策、文教政策として最近の国会でも立法府の意思としてその設立が必要であると可決、成立、公布、施行された法律ですから、その設立に必要な予算といふものは、昭和三十六年度予算に比べてはアルファとして出てくべきものであつて、若干技術者の養成という立場において大学予算と関係があるからといつて、大学予算の何らかの犠牲の形において高専校新設の予算等を査定、予算編成をすべき筋合いのものでない、かやうに文部大臣は答弁してあります。大蔵当局もそういう御見解と思ひますが、お二人の答弁をいたしたくとも、これは都道府県に非常にも影響を及ぼす問題でありますから、自治省の大上政務次官にもその御見解を承りたいと思ふ。答弁の順序としては、大上政務次官、続いて堀本大蔵政務次官、谷川説明員の順序でお答えいただきたい。

○政府委員(大上司君) ただいまの御質問、こつともと思ひます。したがいはして、われわれのはうといひましたし、根本的にはあくまでも地方公共団体の健全なる財政の運営というものを主眼に置き、さらに次いで公共性というものを十分把握してこの問題に對処したい、このように考えております。

○政府委員(堀本宜実君) 高校急増予算を今度の高専に回すようなことがあつて、高校の急増対策という点を無視することのないやうにという御意見は、十分拝聴いたしました。できるだけそういう角度で考えたいと存じておりますが、高校急増対策については起債でやると考えております。三十六年

度も別ワクをつけてやつたと考えております。なお、工業高校については、理工系の学生対策として三十六年度の予算に計上してこれを実施する、施行は、なお、明年度の予算の御質疑があつたと思ひますが、それにつきましては、先ほど申し上げましたやうな考え方方で進んで参りたい、かやうに考えております。

○説明員(谷川寛三君) ただいま政務次官からお答え申し上げたとおりでございます。こちらから申し上げることもしませんが、いろいろ議論になりましたけれども、非義務制の高等学校につきましては、基本的にはたまたま政務次官のお答え申し上げましたやうに、起債の面でやつていただきました。このこと、これは別ワクで、三十六年度三十億でございますが、計上されたことは御承知のとおりでございます。

それから、理工系の学生増募対策の一環といたしましては、まあ工業高校につきまして、これはまあ急いで整備する必要があるということで、三十六年度も相当額の国庫補助をいたすことにいたしましたわけでございます。こつちの点につきまして、また慎重に検討しなければならぬが、一般的に普通高校の分につきましては、三十六年度にもこつちやうな考えをこつちとしては持つておる次第でございます。

○矢嶋三義君 今御答弁が適當でないから、もう一回この点について何わざるを得ないのですが、この点は午後審議を予定されている法案とも関係があるわけですが、でき得べくんば大蔵省の方々を午前中で解放申し上げたいと思ひますので、さらにもう一問するわけですが、答弁は文部大臣、続いて大蔵政務次官の順序に願ひたいと思ひます。

文部大臣、急増対策について、昭和三十六年度の予算編成の際に、三十一年度には急増対策について、終戦処理の一環として特殊な配慮を払つて、そして若干の補助予算を計上したい、それは自分の政治的生命をかけてもやりたいといふのは、あなたの従来の公私にわたる御見解であつた。現在といへどもそれにいささかも狂いのないことだと思ふのです。もしそれが間違つたとなれば、あなたは文部大臣として、私は責任をとつてもらわなければならぬ。それに対する御答弁と、それから大蔵政務次官に伺ひますが、三十六年度はまあ起債三十億で、補助としては工業高等学校関係の一億九千万円がまんしてほしいというのが、三十六年度の予算編成の最終段階の話合いで、三十一年度は考えましよう、いよいよベビー・ブーム、急増の頂点に達してくるから、臨時的な措置として、これは終戦つ子の処理なんだから、普通科高等学校についても補助予算を考えよう、当時の田中大蔵政務次官は、もちろん個人的でありますけれども、三十一年度は間違いなく補助予算を組みましよう、そして三十六年度はこれでおしましようといふことだつた。政務次官は人が変わつてゐるけれども、大蔵大臣はかわつてゐません。池田内閣も続いているわけだ。ただ、改造しただけであつて、第二次池田内閣。これが変えられれば、私は政治家として許すことができない。責任を追及しなければならぬと思ひますが、だから、

それらの点については前日に狂いがな
いということ、大臣並びに政務次官
からあらためてお答えいただきたいと
思います。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 今御指摘
のとおり、いささかも変わっておりま
せん。

○政府委員(堀本宜実君) 先ほどお答
え申し上げましたように、必要な予算
を計上いたしますことはもちろんで
ございまして、高専等を新設いたしま
すために、当然必要な高校の予算を
計上しないというようなことはあり得
ないことだと考えます。まあ以前もい
ろいろ御議論があったようでございま
すので、十分に慎重に検討いたしまし
て高校急増の予算対策を考えたい、か
ように存じております。

○矢嶋三義君 私がお願した質問と
しては、あと、先般質疑いたしました
体育、オリンピック関係の残りの質問
が約十分ばかりあります。それで、
委員長のお取り計らいですが、続いて
済ませと言えはそういたしますが、こ
こで休憩ということになれば、大蔵省
と自治省の方にまたお見え願ひのは
気の毒でありますから、大蔵、自治省関
係の分だけ質疑を終わって休憩に入る
か、いずれでも質問者としてはけっ
こうでありますから、委員長の御裁断を
願ひたいと思います。

○委員長(平林剛君) 速記をとめて。
〔速記中止〕

○委員長(平林剛君) 速記をつけて。
○矢嶋三義君 それでは、能率的に精
力的に伺います。

まず、文部大臣に伺いますが、先般
オリンピック対策の具体的な問題とし
て、国立屋内総合体育館建設予定地並

びに選手村建設予定地について質疑応
答をしたわけでありまして、この予定
地がワシントン・ハイツに、最終決定と
までいかなくても、ほぼ九九%程度内
定の決定をした。それについては幾多
の紆余曲折があったが、東京都あるい
は埼玉県の御要望をいれて、そしてワ
シントン・ハイツに決定して、早急に
予算的措置を講じて準備段階に入つて
参る、こういう方針が閣議で了承され
た。

〔委員長退席、理事豊瀬一君着
席〕
かように承つておるわけでありま
す。御確認願ひたいと思います。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) そのとお
りでございします。

○矢嶋三義君 大蔵政務次官に伺いま
す。先般の質疑の段階においては、ワ
シントン・ハイツ説というものはき
まつていなかったわけでありまして、
当時の大蔵省側の答弁は、競技運営上
からいってもワシントン・ハイツが都
合がいいとあるならば、そういうこと
がきまつた上においては、ワシント
ン・ハイツにある住居の移転並びに従
来予定されている環状七号線等の予定
計画に伴う推進、ひいては朝霞の桃手
地区等の返還後における住宅建設、そ
して今までオリンピック道路と称して
おつた道路を通勤道路として計画とお
りに推進して参ることに對して、そう
いう方針がきまつた大蔵省としては協
力するといふ意味の答弁があつており
ましたが、いよいよさつき文部大臣が
申されるようにワシントン・ハイツと
いうことに決定したならば、大蔵当局
としては、予算的措置に對してそん
な方針で協力善処されるものと私は考

えるわけですが、確認していただきた
いと思います。

○政府委員(堀本宜実君) ただいまの
御質問でございしますが、以前に御答
弁申し上げましたときには、まだ内定と
まで参つておりませんのでございま
したが、ただいまお話しのように、大体
内定をいたしましたような様子でござ
いますので、負担につきましては国並
びに東京都とも至大な関係がございま
すので、十分に協議をして参り、道路
は引き続き進めて参りまして、現在の
内定した計画について万全の処置を考
へたいと、かように考えております。

○矢嶋三義君 新聞にも詳細報じられ
ているのでありますが、私は速記をつ
けたことであつたため文部大臣に主要
なる関係閣僚の一人として承つておき
たいと思つて参ります。

〔理事豊瀬一君退席、委員長着
席〕
幾つかの問題がありますが、一つに
は、今大蔵政務次官が答へられたよう
に、道路計画は朝霞がワシントン・ハ
イツにならうが従来の方針どおりに推
進するんだ、それからワシントン・ハ
イツの宿舎の移転については責任を
もつてやると、そのあとは森林公園に
すると、それから朝霞には住宅建設を
すると、さらにワシントン・ハイツ周
辺の必要な道路計画というものは早
急に立ててこれを推進すると、こうい
う点が問題点として提示され、いろ
いろな関係者が協議されてその点意見が
一致したと私は承知してゐるわけだ
が、関係閣僚懇談会あるいは閣議にお
いて確認されていることはそういうこ
とだと思つて参りますので、きょう官房長官
において願つたですがおおいになつて

いないようですから、大臣から御確認
願つておきたいと思つて参ります。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) ほとんど
全部今御指摘のとおりでございします。
そのほかのことをちよつと申し上げれ
ば、朝霞の桃手地区の範囲とそこに施
設すべき施設設備等が幾分未確定な部
分があります。そのほかにはポート・
コースのことが触れられておるとい
うこと以外、今御指摘のとおりでござ
います。

○矢嶋三義君 次に承りたい点は、私
も今まで知らなかつたんですが、本日
の朝刊に報ぜられてゐるんですがね。
これは事実とすれば十分配慮しなく
ちやならぬと思つて参りますが、それ
はワシントン・ハイツの米軍宿舎の移転先
に予定されている調布市の水耕農園で
すね、そこにキャンプが移るとすれ
ば、東京天文台が研究に支障を来た
す。だから、宮地台長から関係方面に
警告的意見書を出した。まあ新聞の報
ずる範囲では、絶対にそこでは相なら
ぬとは主張してゐないようです。かり
に、好ましくないが、水耕農園にくる
場合においては、あるいは道路のつけ
方とか、あるいは照明灯のつけ方等に
ついて、天文台の本来の使命達成が阻
害されないように十分配慮してもらわ
なければならぬという、まことに最小
限のごもつともな意見だと思つて参
ります。そういうことが報ぜられてお
ります。こういう事情を文部大臣は承知さ
れておられるのかどうか、またいか
うにこれに対処されようと思つて参
るか。これは私、重大な問題だと思つ
ますので、お伺ひいたします。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) お話のこ
とは承知いたしております。おほい

せんが、いずれはそういうことがほか
の観点からもあり得る課題だと想像は
できます。その場合に、お話のと
おり、緩急轻重いふれと言えない事柄か
もしれませんが、少なくともオリ
ンピックの問題は時間的にはもうが
つちりとしまつたことであり、今さら再
検討の余地は実際上ないわけでは
ないから、もしそういう課題がある
とすれば、双方に支障ないように
するという考え方で処置すべきもの
と思つて参ります。

○矢嶋三義君 大抵戦後十五年以上も
経過して、独立国の首都に外国軍隊が
多数駐留しておるといふこと自体、変
則的なものですよ。決してけつこうな
ことではないと思つて参ります。しかし、
条約と協定に基づいて駐留されてお
るのでありますから、立法院に議席を
置く矢嶋として、今すぐ出ていけとい
ふような暴論は申しません。しかし、
少なくとも、そういう移転によつて天
文学の研究に支障を来たすとなれば、
天文台の責任者から十分意見を聞
いて、研究に支障がないような措置
が十分できるように、文部大臣は閣内
において当然努力されるべきものだ
と思つて参ります。お伺ひいたしま
す。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 先ほど
申し上げましたように、具体的には存
じませんが、考え方としてはお説のと
おりと思つて参ります。

○矢嶋三義君 次に質問を進めます。
いよいよ一九六四年のオリンピックは
招致され、その本格的準備段階に入る
ならば、まさに国際的な競技であり
ますから、成功するように十全の準備
態勢を早急に整えて参らなければならぬ

いよいよ一九六四年のオリンピックは
招致され、その本格的準備段階に入る
ならば、まさに国際的な競技であり
ますから、成功するように十全の準備
態勢を早急に整えて参らなければならぬ

件が起こつたということが報ぜられて
いる。それで高田の人権委員協議会の
ほうでは人権侵犯事件として調査する
と言っている。そこで、かつて私は帰
郷したときに大分の地方事務局の局長
に伺つてみたのですが、局長として
は、これは人権侵犯事件として調査す
べきかどうかといふことを本省の上司
に対して報告してお伺い中だと、か
ように局長はお話しておりました。
したがつて、人権擁護局長に御出席
願っているわけですが、調査の結果ど
うであつたのか、また、法務省当局と
してはどういう見解を持ち、どうい
う対処の仕方をされたのか、またされ

らお伺いしているのです。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) 真相を知りませんで、かれこれ申し上げることも、おは適切でないと思いますけれども、お話しの内容を承っておりますして、まず第一に、度を過ぎたスカウト合戦をやる側にのみ自肅を望みたい、また、そういう誘惑の手が差し伸べられても、子供自身は直接関係者では一応ないと判断すべきですが、親が常識を持って

のです。日本人は体操は得意だし、また体操の普及によって体位の向上もはかり得る。最も奨励していいスポーツの一種だと思ふのですね。その立場から屋内体育館ができたことはけっこうなんです、内容がからっぽなんです、建物ができただけだね。私が伝え聞くところによると、ソビエトはもちろんのこと、ドイツにしても、最近では中共あたりでも施設設備を充実して非常に体操が盛んになりつつある。国際的競技においても日本の体操競技は優位を誇っておったが、安閑としてお

れない情勢だということを斯界、その方面の通から承っているわけですが、オリンピックも近づいて参ったわけですが、その対策としても、また国民の体位向上という立場からいっても、せっかくできた屋内体育館の内容充実、どこの屋内体育館に行っても十分プレーができるような、演技ができるような設備の充実ができるように補助予算の増額をはかつて、その実現をはかるには、幾つかある日本の文教政策、特にスポーツ政策の中で最も私はやるべき一つじゃないかという見解を持っているのですが、大臣の所見を承つておきたいと思います。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) 同感でございます。努力したいと思ひます。

○矢嶋三義君 体育局長の所見は、

○政府委員(杉江清君) 全く同感でございます。まして、ひとつ来年度予算からさつそくそういう点に努力しないと思ひます。

○矢嶋三義君 先般、私は日ソの体操競技会を都の体育館で拝見したわけですが、世界最高水準をいく日ソの選手のパレーを見て、演技を見て、さすが

と感心いたしました。特にやまとなでしこ、かよい女性といわれておった日本の女子選手が勇敢に演技している姿を見て、こゝまで伸びてきたかと感心したわけです。もちろん、ソビエトの女子選手に比べれば、体格といい、またその演技技術といい、相当の差がありますけれども、日本の選手団だけの競技は何回か見たことがありますが、ソビエト選手と並んでの演技は私は初めて見たわけですが、非常に心強く感じました。ただ、その観戦を通じて、この際私はひとつ教えていただきたい、承っておきたいことがありますので、それ承つてきようの質問を終わりたいと思いますが、これは国際的な影響もあると思いますので、委員長において速記をとめていただきたいと思うのです。

○委員長(平林剛君) 速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(平林剛君) 速記をつけて。
午後二時十五分より委員会を再開することにして、暫時休憩をいたします。

午後一時十六分休憩
午後二時三十七分開会
○委員長(平林剛君) ただいまより文教委員会を再開いたします。

公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律案を議題とし、審議を進めます。
質疑の通告がありますので、発言を許します。矢嶋三義君。
○矢嶋三義君 本法律案が衆議院で修正議決されて送付されているようでありすが、修正者からその説明を承るのが順序でございますけれども、まだ

御出席になっておられませんか、いづれ修正者から親しく後刻承り、一、二の質問をいたしたいと思ひますが、提出者である文部大臣のほうで関知されている程度において修正内容並びにその経過について御説明を承りたいと思ひます。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) お答え申し上げます。衆議院におきまして修正されました点をまず申し上げます。公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律案の一部を次のように修正する。第五條中「それぞれ次の表の下欄に掲げる数」を、「本校にあつては三百人、分校にあつては政令で定める数」に改め、同条の表を削る、という修正議決をされたわけでございます。これに對しましては、文部省側としましては、政令を定めます場合には十分定時制分校の実態を検討いたしまして、無理な統廃合が行なわれるようなことがないよう、慎重にいたしたいと考えております、ということをお答え申し上げます。

さて、これより先過ぐる通常国会におきまして衆議院でこの法案が文教委員会を可決されたわけでございますが、その際にすでに同一趣旨の附帯決議がなされておつたのであります。すなわち学校の生徒定員規模を本校三百人、分校百人と定めおるようだから、定時制課程の統廃合を促すことにならないようにという趣旨の附帯決議がなされておりました、そのことも今後提案するにあたりましては十分考へたわけではございますが、一方会期も切迫しておりますときに、その修正をして提案することが政府内部での手続上、御承

知のように時間をとることをおそれまして、運用の面で十分過去にさかのぼつて無理な統廃合をしないようにいたせば、一応附帯決議の趣旨に沿うのじやなからうかという考え方で提案申したような次第でございますが、当初申し上げましたような趣旨で、衆議院における修正の動議がなされまして決定されましたので、それに対しては、先ほども読み上げましたような趣旨の政府側の態度を表明したような次第でございます。これは私から申し上げるまでもなく、矢嶋さんよく御承知のとおり、僻地等におきましては、分校百名ということを標準とするということが望ましくはございまして、現実に問題としては、もつとそれより数の少ない学校がたゞさんある。過去にさかのぼらないという考えで善処するとは申しまして、都道府県側にあつてはなるべく統合するという気持、基準がそうなっておりますれば、そういう気持になりがちであるから、無理なことが絶対起こらないような趣旨を貫くために、やはり政令に譲つて、その政令も今の趣旨にとらならないようにする、という、修正の趣旨の明のときもそういう御注文もありましたが、まさに現実問題を中心と考えます場合に、ごもつともな節もあると存じまして、この修正に賛意を表したような次第でございます。

○矢嶋三義君 この修正点に対する文部省の受け取り方もよくわかりました。その趣旨を了承いたします。
そこでこの修正に至つた趣旨からいつて、この法を運用するにあつて、二つのいき方があると思ひます。そのいづれを選ばんとされるのか文部大臣に伺いたいと思ひます。それは先刻も大臣が同様の意を表されました趣旨で修正が行なわれたわけですが、分校に於ては政令で定める数とあります。が、数字を入れた政令を制定することなく、弾力的に修正の趣旨をくみ入れて運用していく場合と、分校によつては何人という数字を入れた政令を制定して運用する場合と、二つの場合があると思ひますが、私は前者でいつたらいかがかと私見を今持つておるわけですが、文部大臣としてはどうかように対処していかれようと今お考えになつておられるのか、承つておきたい。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 実は私としましては具体的に今お示しのA案、B案のいずれにするかということとはきめていないわけではございません。しかし、先刻御説明申し上げましたような受け取り方を趣旨として貫くべき内容でなければならぬことは申し上げるまでもございせん。一応事務局として案が、どういふことが考えられておりますか、必要ならば政府委員から一応御披露申し上げます。

○政府委員(内藤三郎君) 政令の書き方でございせんが、法律案にあつたものをそのまま政令に書く考えは毛頭ございせん。ただ、この政令も、政令に定められた数というのが出ておりますから、やはり数字は書かなければ、この政令の趣旨に反するのではなからうか。その場合に数字を書きまして、いろいろとそれに対する制限の条項は書き得るわけでございますから、大臣がお述べになつた趣旨を十分生かすような方向で、この政令案は検討してみたいと思ひます。

○矢嶋三義君 それで政令の検討並びに制定は立法院を離れて、行政府の権限でできるわけですが、修正された皆さんの立場に立つて重ねて何つておきますか、数字を入れた政令を制定するのが立法院の趣旨に沿うと思ひます。どうか、一応こつともかと思ひます。しかし、その場合、数字を入れた場合に、絶対性を持つような数字を入れると、大臣の御趣旨に沿う弾力的な運用ができなくなると思ひます。だから、数字を入れて政令をこしらへるにしても、そこにその数字に絶対性を持たせないような形のものにしなければ、この修正の趣旨からいつて妥当でないと思ひます。御所見を承つておきます。

○政府委員(内藤三郎君) お説のとおりでございます。
○矢嶋三義君 質問続けます。大臣、一応承りますが、伝え聞くところによりますと、ただいま審議の対象になつてゐる本法律案は、まあ行きがかり上国会に提出をしたが、文部大臣、文部省としては、あまりこの法案に執着してゐるのではないのだというふうな風のあるのを受けるわけなんです、いかになものでございせんか。実質審議に入る前にあわせて承りたいと思ひます。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) その風のたよりは、私どものほうから吹いた風じやなからうと思ひます。もともと私もわからないながらも理解しておりますのは、昨年でございせんが、義務教育課程については、この定数的な法規は整備していると承知しますが、公立高等学校についてこれがないために、教育委員会と知事部局との間には

毎年々々予算折衝等においてむずかし
さがあることを伝え聞いておられま
して、何とかして、むしろ拙速をたつ
とぶことを念頭に置いてでも、こうい
う法律が制定されるべきだと、こう理
解して今日まで参っております。した
が、もっと厳密に理想的にいえば、い
ろいろと検討すべき課題があること
も、その後の検討を通じて私も二、三
知らされてはおりますけれども、その
解決は現実問題としてなかなか容易で
ございませぬので、昨年来矢嶋さんの
矢の督促もあることでございします
し、私も今申し上げたような気持ちで
おりましたから、いささか拙速の気味で
はございしても、提案するというこ
とには幾分努力したつもりでございま
す。したがって、今おっしゃった風の
たよりは、ちょっと見当が違つたたよ
りじやなかろうかと思つております。

○矢嶋三義君 それを前提にして何
て参ります。

伺いたい点は、この法律案は六・
三・三・四学制の高等学校段階にお
ける充実を実現したい、こういう角度
からこの法案の提出に至つたのか、そ
れとも戦後におけるベビー・ブーム対
策、高校急増対策の一環としてこう
いうものが出て参つたのか、それとは
別個の問題として六・三・三・四の後
期の充実、成果を上げるために立案
に至つたのか、いずれか承りたいと思
います。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 後期中
等教育の整備という立場において立案
をいたしました。ただし、ベビー・ブ
ームの対策も現実問題としてからみ合
つて参りますので、そのことが付加さ
れて制定されるという内容になってお
るわけでありませぬ。

○矢嶋三義君 この六・三・三・四新
学制が発足した当時に、高等学校、す
なわち六・三・三の後期三は、急には
義務制にするわけにはいかないが、準
義務制の対処の仕方をして、いずれは
義務制となるべきものと、これはア
メリカの教育使節団の示唆もありまし
たが、そういう心組んで取り組んで、
新学制はスタートして参つたと思つて
おりますが、大臣は現在そういうお
考えを持っておられるのか、それとも
別個の見方をしておられるのか、後期
中等教育についての基本的なお考えを
承りたいと思ひます。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) まあ気持
としては、行く行くは義務制に移行す
ることもあるべしという気持だけはな
いわけではございせんが、この法律
案の立案にあたりまして、その方向へ
積極的に推進する必要があるということ
を明確に念頭に置いて立案いたしました
わけではございせん。

○矢嶋三義君 世界情勢に通じられて
おる初中局長に承りたいと思ひます
が、わが国の義務教育は六・三・九カ
年になつておりますが、先進国の情
勢、それから今後予想される世界各國
の情勢等からして、国際社会に復帰
し、しかも有力なメンバーとして復
した日本國の民族の教育を推進してい
くにあつて、六・三の九カ年の義務
制というものが、國際的水準から考
へた場合、それで満足してよいものか
どうか。新学制が発足した当時に、後
期三についてはできるだけ早い機会に義
務制にしたいけれども、そういうわけ
にもいかないから、一応準義務的な心

がけで取り組んでいこうということ
でスタートして今日に参つておるわけ
ですが、冒頭申し上げましたように、各
國の教育制度その他を通じておられる
所管局長として、どういふ認識を持
ち、また所見を持っておられるのか、
承つておきたいと思ひます。

○政府委員(内藤三郎君) 矢嶋委員
御指摘のとおり、世界の教育界の現状
は、後期中等教育の充実、完成とい
うことが一番大きな課題になつておる
ように見受けられるのでございします。
そこで、アメリカのように、州によつて
異なりますけれども、十二年の義務教
育をしておるところもございしますし、
十年の義務教育をしておるところも
ございします。これは、学校の中で、中
学校までが義務教育とかいふのではな
くて、年限で規定しておるものでござ
いまして、アメリカの州は、御承知のと
おり、六・三・三・四もありませぬし、
八・四もございしますし、また八・四
のほうが多いようございします。そこ
で、大體の傾向としては、十年ある
いは十一年、十二年といふふうになつ
ておるようございします。それから、イ
ギリスや西ドイツあたりでござい
ますと、大體イギリスでは十年の義務
制をしておりまして、満十五才まで、
モダン・スクールまでが義務になつて
います。日本の場合と異なつては、満
五才から義務制が発足しているわけ
であります。ドイツの場合は、大體が八
年でございます。これはフランスも同
じだと思ひます。八年の義務制をし
ておりますが、しかしながら、ドイツ
の場合におきましては、十七才まで、
あるいは十八才までがパート・タイム
の義務制をしておるものでございま

す。この点は、イギリスにおきまして
も、パート・タイムの義務制をして
いて、一週間に一日、雇い主が俸給を
払つて学校へやらなければならぬ義
務をイギリスは課しております。ドイ
ツのほうには、むしろ保護者のほうに義
務を課しておるのであります。いずれ
にいたしましても、全日制の学校だけ
で十二年までの義務教育をしておると
ころは世界的には比較的少ない。アメ
リカの一部を除いては、そこまではま
だいっておりませんが、パート・タイム
の義務制は、十八才か十七才までは、
西ドイツも、イギリスにおきまして
も、そういう方向に現在実施いたして
おりますので、私どもの考え方として
は、今お話しのとおり、終戦後準義務
制の扱いをして参りましたので、高等
学校の希望者の九五％は進学をして
おるわけでございます。ただ、一
部有名校に殺到いたしておるもので、高等
学校の入学試験の激甚なところもござ
いしますけれども、傾向としては、大體
五％程度の者が収容されておる。今
日、中学校の卒業生の六割までが全
日制、定時制、通信教育で就学してお
るというのが現状でございします。今
急増が終わるころ、すなわち昭和四十
五年の所得倍増計画が一段落するこ
ろまでは、大體七二％までの進学を
見込んでおるのでございします。この中
には、この国会に出しておりますところ
の学校教育法等の一部改正による通信
教育の拡充の問題や、あるいは定時制
通信教育との連携による生徒の増加は
見込んでおります。だんだんとさうい
うような方向に行くべきではなからう
か。特に、急増の終わるころまでに
は、何らかの方法で——全日制にお

ては、義務制は無理かもしれませ
んが、パート・タイムの義務制が施行
できないかどうかという点につ
いて、今実態調査をいたしまして、今後
検討を進めて参りたいと思ひるので
ございします。

○矢嶋三義君 文部大臣、ただいま初
中局長の答弁をお聞きになられたと思
ひますが、一足飛びに後期中等教育の
三年を義務制に移行することが困難に
しても、少なくとも、高等学校への就
学率が準義務制らしくなるように、そ
の就学率を飛躍的に引き上げるよう
な制度的、また予算的努力をなされる
ことが大事だと思うのですが、荒木文
政の志向するところを承りたい。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 大體、先
ほどお答え申し上げた気持は、今矢嶋
委員のおっしゃったようなことを念頭
に置きながら率直に申し上げたつもり
でございします。

なお、ヨーロッパ諸國のパート・タ
イムの義務制というところにつきま
しては、学校教育法等の一部改正法案に
関連しまして、はつきり記憶しませ
んが、衆参いずれかの文教委員会でも、
かつてお答えしたことがあると記憶
しますが、そういう気持を念頭に置き
ながらやつていきたいという考え
方でございます。先刻申し上げましたよ
うに、明確に具体的にさういふ年次計
画等を想定して立案したわけじゃな
いと思ひます。先刻申し上げた方向と
してさういふ気持であつたといふ
に御理解いただければありがたいと思
ひます。

○矢嶋三義君 その大臣の方向とい
うものには、私は了承できます。その
ことを前提に考えた場合、設置責任者
にワク

をはめる。たとえば市町村の場合は、ある基準以上の市町村でなければ設置ができないようにするとか、衆議院で一部修正されたようでありまうけれども、学校の規模についてもワクをはめるという方向というものは、今、大臣並びに局長が是認された方向を推進する上からいっても、また教育の機会均等をさらに推し進めていく上からいっても、相反する内容のもではないかと、かように私は懸念をいたし、批判をしておるわけですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 方向としては逆コースだと思ひます。それで、分校の場合でも百名というふうなことでいったらばという一つの構想はあつたわけですが、さて、現実問題としますと、先刻も政府側の気持を申し上げましたように、実情にいきなりそぐわないことが出てくるおそれがある。それもまた当面の悩みでございますから、やむを得ず、しばらくの間は現状に即応して、年々歳々理想の方向に歩んでいけるように下地を作ることが残された問題と心得ておる次第であります。

○矢嶋三義君 新学制以来、この就学率がだんだんと向上して参つたということは、非常に私は幸いなことだと思ひます。現在のわが国の子を持つ父親としては、せめて高等学校にはやりたいと、卒業させたいと、こういう念願を親御さんたちは皆さん持たれておると思ひます。これが飛躍的に推進されるような法的、制度的、予算的措置をすることが、現在におけるわれわれ政治家の責任だと私は痛切に感じておるわけですが、その立場から、今承つ

たわけですが、質問の角度を変えて推し進めて参りますが、初中局長にお尋ねしますが、今のわが国の高等学校教育の長所、短所、足らざるところをどういふふうにと認識されておられるか。また先進国のそれと比較した場合に、とるべき長所はどういふ点にあり、国際社会の一員として、この点は是正、推進して参らなければ、国際水準からいっていかかという点に、どういふところにあると認識されておられるか、承りたい。

○政府委員(内藤三郎君) わが国の高等学校が、少なくとも中学校卒業者の六割が高等学校まで行つてゐるという事実は、相当高く評価していいのではなからうかと思ひます。ただ、六割以外の者が十分な就学の機会がないという点の一つの欠陥だと思つておられます。六割以外の者を洗つてみますと、いろいろございします。たとえば各種学校に行つておる者が相当ある。それから青年年級に行つておる者があるわけでございます。そのほかに、労働省所管の技能者養成施設に行つてゐる者がある。あるいは建設省所管の建設隊とか、あるいは農林省所管の農業開発振興隊とか、いろいろなところに多岐に分かれておるわけでございます。その六割の者については、高等学校教育としての一本線が通つてないよう思ひます。特に、国民教育として必要な面に欠けておる点があるのではなからうかという点が懸念されるわけでございます。それなら、六割の者は十分かというお尋ねでございますが、六割の者でも、今お話のように、山間僻地の分については、十分な教育が行なわれてないといううらみがある

わけでございます。特に教員数も少ないし、あるいは施設設備の現状も悪い。そして小中学校につきましても、市町村に設置義務が負わされておるわけですが、高等学校につきましても、だれが責任者なのか明確になつていないわけで、国も都道府県も市町村もできるということだけで、責任の主体が明らかでなかつた。前の学校法によりますと、中等学校は県の責任に明確になつておつた。で、今後高等学校の普及充実をはかるためには、県がやはり主体性を持つて設置計画を立て、配置計画を立てて教育の機会均等を強力に推し進める段階にきたのではなからうか、こつちの趣旨で、今回は高等学校の設置の義務を都道府県に負わしたわけでございます。大学は国が主たる責任を持ち、高等学校は都道府県が持つ。市町村は小中学校に設置義務を課せられておられますので、小中学校の責任を果たす、こつちのような体系になつたわけでございます。この点は一つの改善ではなからうかと思ひます。ただ、市町村でももちろん財政能力があるような市町村については、これは今後設置を奨励して参りたいと考えているわけでございます。内容的に高等学校を見ますと、今の高等学校の中で少し一面になり過ぎているのではなからうか、高等学校の中にも将来大学へ進学する者もございしますし、国民教育として社会へ出る者もございします。あるいは技能者として農業あるいは工業、商業等の中堅技術者として出る者もございします。で、できるだけそれらの各種の要望に沿うような行き方をすべきではなからうか、この点は、この教育課程の改正にあた

りましては十分配慮いたしたわけでございます。なるべく、今この六〇%の進学率を、高校急増という一種の、ある意味では災いでもございしますが、これを転じて福となすようにいたしまして、全日制の高等学校の進学率を上げるとともに、あとは定時制、通信教育の拡充をはかつていきたい。で、そういうことによりまして、先ほど申しましたように、将来はパート・タイムのよりな形で義務制をしいていくことが可能ではなからうかという、実は期待を持つておるわけでございます。

○矢嶋三義君 一つには、六割以外の生徒諸君がやや放置されている傾向が国際水準からいって、反省される点だといふことを指摘されましたが、私もそうだと思います。それには今、局長からもちよつと発言がありました。が、定時制、通信教育ですね、この充実、発展のために格段の努力を払ふ必要があると思ひます。所得増進計画といふことを言われておりますが、わが国の国民所得の将来予想される点からいって、就学率を引き上げる、そして実質上準義務制に持つていって、国民の要望にも沿ふようにするためには、この点はひとつ格段と努力を払ふべき一つの柱ではないか、かように思ひます。この点に対する文部大臣の答弁と、それから先ほどの内藤局長の答弁にちよつと僕は賛成いたしかねる点は、戦後新教育が発足した当時に、基礎教養といふものを非常に重視されたわけですが、で、その当時の大学並びに高等学校等の学科編成といふものが十全であつたとは思ひません。大学の工科にいく生徒で地学なんか高等学校でおさめないで進学していく、化学

は習つたが物理はおさめないで工科にいくといふようなことがあつたので十全とは思ひません。しかし、基礎教養を充実するといふ方向は当時貫かれておつたのです。ところが最近、それが少しカム・バックして過ぎて、日進月歩の世界情勢下において各国は基礎教養といふものを非常に重視して参つておる傾向が顕著になつてきた。日本は逆の方向を最近とらうとしてゐるのではないかと、これは危険なことではないかといふ感じを持つてゐるわけなんです。だから、先ほどの内藤局長の言明は一面から述べられたことであつて、今やわが国が心にとめておかなくちやならぬことは、人間形而上から将来発展性のある、いかなる分野にも応用のできる基礎教養といふものを、こつちの高等学校段階においても、ひいては大学段階においても涵養できるようにシステム、内容のものにするといふことは大切ではないかと、このことを忘れてはならないんじやないかと、かように私は思つております。が、後者の点については内藤局長から、それぞれ御答弁をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 先ほど来話が出ておりますように、残り四割弱ではございまいしょうと、進学希望がうつぱつたものがありながら家庭の事情その他でいけな青年のために、定時制ないしは通信制の高校制度が充実されねばならないことは、その角度からとらえまして重大であると思ひます。特に私は、定時制は、現実把握が十分ではむろんございせんけれども、今申し上げた意味で重大であることは理解いたします。通信教育につい

でも同様ではありませんが、かつてその卒業式に行きまして、年令、男女別、種々推多ではあります、一人々々のあの生き生きとした目つき、態度、向学心はもうとても人一倍旺盛な人々の集まりであるように理解いたしました。そういう求めに即する意味合いにおいて、今申し上げたとおり、及ばずながら懸命な努力をすべき課題であると存じております。

○政府委員(内藤三郎君) 矢嶋委員の御指摘の、基礎教養の大事なことは全く同感でございます。ただ、諸外国におきまして、特にイギリスやドイツ、フランスあたりは複線型をとっておりまして、大学に進学する者はグラマー・スクールで、あるいはフランスの場合はギムナジウムというふうに六、七年の大学準備教育をされていく、それ以外の者は技術教育と職業教育に専念するという教育体系になっております。わが国の場合は六・三制の中でございまして、その面然とした区別ではございませんし、もちろん基礎教養がしっかりいたしませんと、これは将来伸びないと思ふんです。私どもも創造的な、発展的な国民を作るためにはこれが一番大事だということを常に念頭に置いております。今回の教育課程の改正にあたりまして、基礎教養として従来少し明確にされていなかった、たとえば社会科学でも倫理、社会、地理、歴史、政治、経済、一通りやると、あるいは理科の場合でも物理、化学、生物、地学、これを一応全部やる、こういうような体制にいたしまして、基礎教養を十分身につけていく。職業課程の場合におきまして、決し

てこれが今度の改正で基礎教養を——むしろふえていくわけですが、全体としては、ですから、基礎教養を大事にしていくことは全く同感でございます。この線は新学制の中で大きく貫かれていっていると思います。今度の教育課程の改正をござんただければおわかりになると思いますが、小中高を通じて、この点には特に配意したわけでございます。

○矢嶋三義君 今の二、三の質疑で、衆議院で修正された部分に即応する政令をどういふものを制定しなければならぬか、いかに運用しなければならぬかということ私は答えが出たと思ふのです。

で、続いて伺いますが、戦後日本の文教面には幾多の変化があり、また進歩もいたしたわけでありまして、その中の一つとして、旧憲法時代——戦前、戦時中には官学尊重一辺倒であったのに比して、戦後、私学三法等の法がなされ、私学の充実、発展がはかられたことは、日本の民主化推進にも役立ち、非常に戦後変わった、進歩した日本の文教の一面だと、かように私は認識しております。今後といえどもこの指向されている方向といふものは曲げてはならないと、狂わせてはならないと、これはわが国の文教政策の一つの方針でなければならぬと思ふのです。そういう角度から本法律案の立案過程において、また今後これが公布、施行された暁において、今私が申し上げました方途から私学との関係をいかようにお考えになり、いかように対処されて参ろうと思われているのか、文部大臣に承りたいと思ふいます。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) この公立高等学校の定数等が満足ではございませんにしても前進したことを契機として、私学方面でもいろいろと検討され、懸念されておる機運があることを私も承知いたしております。これに對しましては、私立の高校に對しては都道府県が直接の監督、助長の立場にございまして、都道府県に對する経費の措置等につきましては、自治省と相談いたしまして、できるだけの措置をいたして、従来よりもっと積極的に私立の高等学校に對しまして地方自治体が善処できるような努力をしたいと思つております。

○矢嶋三義君 きようは結論を承つておるわけですから、あまり時間をかけて突っ込んだことは伺いませんが、大臣、そういう方向を堅持して参られるとすれば、私は一つ二つ承りたいのですがね。私学に對する国の考え方、基本的態度といふものがまだ私は十全でないように思ふわけなのです。で、あるいは貸付、一部施設設備に對する補助等の助成策をとられておりますが、さらにこの点百尺竿頭一歩進めね、一つの壁を破つて、この私学の援助という点について、それは名目は経常費であらうが、ともかく、あるいは研究費といふ名目でもよろしいが、その大学あるいは私立高等学校の経常費の一部になるものを国から助成することではできると、やるといふこの一線を基本的態度として創設するということ

は私は大切なことではないかと思ふのです。そのことがさらに官公学と私学の並進の充実進展に役立ちますし、また憲法にうたわれている教育の機会均等という原則を生かしていくのに非

常に欠くことのできない政策であり、文教政策に對する基本的態度である。私はかように考えるのですが、この点やその優柔不断といふ点、か低減しているところに私学問題の解決しないものがあると思ふのです。もう一言つけ加えれば、私が子供の時代、あるいは私がかつて中等学校の教員をしていた時代、終戦後高等学校の教員をやりましたが、その時代は、私立大学、私立高等学校、中等学校といふものは、金持ちの子供が行くという、こういう受け取り方をしておりました。実際それに私は近かつたと思ふのです。ところが、世界の趨勢であるとともに、日本の国民生活水準の向上、福祉増進のために、その時代とは違つて、あらゆる国民が教育の機会に接したいという立場から、失礼だけれども、家計不如意の層の子弟も大学になつたことが、戦後の大きな変化だと私は思ふのです。したがって、教育の機会均等という立場から、また、そういうように多くの人が進学するということは、それだけ民力の向上がはかれるのです。質の高い労働力といふものを提供されて、それが日本の経済、産業の伸展、活動の積極、活発化にも役立っていく原動力と相なるわけですから、私学に對する基本的な態度、考え方といふものを、戦前、戦時中と現時点においては、私はある程度考えて、百尺竿頭一歩を進めなければならぬ、ここに日本の、幾つか文教科

題がありますが、一つ解決しなければならぬ問題があると、かように思ふているのですが、この法案が公立高等学校を對象にしておりますが、それだけ

に私立学校と非常に関係が深いわけですね。そういう角度から、やはり先ほど大臣が答弁された線が生きるようにしなければならぬと思ふのですが、御所見を承りたいと思ふいます。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 今まで同様の御質問に對しまして、一回お答えした記憶がございまして、その当時申し上げたことから格別壁をぶち破るような考えには到達いたしてございせん。やはり国立、公立あり、そして私立があるといふことは、私立それ自身の独自性、特殊性、自主性、国公立とせつ然と生い立ちを異にする別個のものがあるように思ふのでございまして、ことに学校経営の財政面、経費の面において、その特色が本来本質的にあるのじゃなからうか、こう思ふわけでありまして、このことは、戦前であらうと戦後であらうと、共通的な基本的な点じゃなからうかと私は思ふのです。そこで、かねて申し上げておりますように、ただ、それにしまして、国なり公団が私学に對して、特に具体的にある成果を期待する、類み込むといふような立場にありますが、限りは、本来の私学の行動半径外のものが加わるわけですから、それに対しては充分の財政援助等をやる意味が出てきまして、よし、だからといって、私学そのものをスポンサーすることはまずなからうと考えるわけでございます。そういう考え方から立て、従来国の私立学校に對する限界が予定せられ、それぞれの措置ができておると存じます。ただ、その意味で、後に申し上げますような意味で、新たに三十七年度としましては、この技術革新の、国民をあげての必要の前には、何としても本来の私学

の立場だけに自由の判断にまかせ切れない、国民の全体の立場において、私学に国の立場で期待するという要素があらうかと推察されるわけでございまして、具体的に申し上げれば、何度も問題に出ております科学技術者の養成ということ、科学技術教育に關しましては、私学の自由の立場からは、ある数の養成を期待するとは、当然には出てこないわけでございしますから、国が期待する限りにおいては、經常費の一部を国の立場で援助するという理由があるのではなからうかと、こゝう考へ方に立ちまして、一部の經常費の助成をやる考へ方で、わずかではあります、概算要求を出しておるような次第であります。

お尋ねの、根本的に壁をぶち破る考へ方に立つてやるべきじゃないかというお説は、お氣持はわからぬじやございせんが、そこまで私自身としては決意いたしかねておるのが現状でございます。

○矢嶋三義君 このことは、一文中大臣だけでよくなし得るところでなくて、やはり内閣の、政權を担当してゐる内閣の一つの方針として、検討されるレベルの私は問題だと思ひます。

文部大臣の意見の一部は、私も共鳴いたします。しかし、より多くの点、意見が一致しないことは、非常に私は遺憾であります。で、あなたの所論の中には、ごもっともなところもありませんが、しかし、国民感情なり、あるいは現案論からいって、不十分な点があると思ひます。私は一つだけ指摘いたしますが、たとえば国立大学の学生の授業料が年九千円、私立の高等学校に就学しておつて、国立の大学の学生

以上、いや、二倍、三倍の授業料を納めなければならぬというこの嚴重なる事実、それから私立大学の授業料は幾通りもありますが、まあ大体年四万円程度の授業料を納めてゐる。ペース改訂が行なわれると、私学としては、その授業料の引き上げに依存する以外には、幾多の使命を果たしてゐるが、私学の関係者は、低賃金で、研究費も少なく、非常に苦しい立場にある。これは日本のお金持ち、財界等は、そういう方面に積極的に寄付するといふことは、他の先進国に比べて非常に劣つてゐる。こゝういふ点を考へる場合、その現実面からいって、大臣の所論の、一部は納得できませんけれども、私は適當でないのではないかと。私自身、子供を私学にやつてゐるものであります。勉強させていただいて、いずれば国民の一人として働くのだから、ずいぶん差があり過ぎるし、自分も税金を納めてゐるならば、国はもう少しめんどろ見てしかるべきではないだらうかといふ、一国民としての国民感情を持つてゐます。そういう点に答へを出すといふのは、私は必要だと思ひます。そういう立場から、先ほど質問をしたわけで、これは一文中大臣で解決できるライン、あるいは壁ではないと思ひます。機会があつたならば、池田首相にもお話ししたいので、再検討いただくように御要望申し上げます。あと一、二点質問申し上げます。

次の質問は、内務局長に伺ひます。が、私は昔の中等学校、この全国の水準の状況と、現在の高等学校、これは年令的にいへば、昔の中等教育とちよつと違ひますが、昔の中等教育は、今の前期と後期と両方、一部ずつ合んでおりますが、まあしかし、昔の中等学校といふものと今の高等学校と一応比較していいと思ひますが、その比較をするときに、昔の中等教育の全国の水準の状況と現在の新制高等学校の全国の水準の状況はかなり違ひたのではないかと。現在の高等学校は全国的視野から見た場合には、昔以上に格差といひますか、そういうものが生じてきてゐるのではないかと、こゝういふことははっきりした資料は持たないが、一つの直感を持つてゐます。この点について担当局長はどういふ認識を持つておられるか。もし私の直感を是認するとならば、その原因はどこにあるとお考へになられておられるか。それはそのままよろしいとお考へになつておられるか。是正を要するとするならば、いかなる方途があるとお考へになつておられるか、承りました。

○政府委員(内務省三郎君) 昔の中等学校と現在の高等学校は質的に異なるものと思ひます。で、以前の中等学校は、原則として小学校六年から参りまして、四年または五年の中等教育を行なうことになつておるわけでございします。この中で量的に一つは非常に違つた。と申しますのは、従前は中等教育の占むる割合は、小学校六年を卒業した者の大体二五％、四分の一が中等教育を受けておつたわけでございします。ですから、この点から考へますと、今日は六〇％まで普及いたしてありますので、量的に非常に違ひが出てきた。それから一つは、内容の面でございします。確かに格差が激しくなつたこともこれは事実でござい

す。で、中等学校の場合は、新しい六・三・三・四教育でございしますが、前期中等教育すなわち中学校三年は、これは義務制になつて、全部の子供が学校に行くようになってゐるという点が一つ違つてゐる。それから、後期中等教育すなわち高等学校の分は、今申しましたように、六割が進学してゐる。で、内容的に申しますと、従前の制度は、どちらかといひますと、ドイツの学制を日本は取り入れたもので、中等学校の中学校は主として高等学校、専門学校に行く機関でございまして、いわばイギリスのグラママー・スクール、ドイツのギムナジウムに当たる学校であつたと思ひます。ところが、新学制になりました六・三・三・四というシステムで単線型になつておりますから、そこで必ずしも高等学校が大学なり、または専門学校への段階としての使命ではなくつて、国民教育としての使命を強く持つてきた。で、国民教育としての最終段階になつておりました。その中が幾つかに分かれておる。もちろん将来大学を目指すところのものもございします。これはアメリカでもアカデミック・コースと申しまして、進学に行くようなコースもございします。それから普通課程の中で、進学をしない普通課程で終わるといふものもございします。これがまあ最近多いのでございします。が、そのほかに農、工、商等の実業関係の学校がある。従前の中等教育の制度と異なりまして、普通課程で進学をしない、普通課程のままで終つて就職をするという層が非常に厚くなつたのでございします。で、この点がまあ新しい教育制度の中の一つの特色かと思ひ

でございまして、それは制度に伴うものではなからうか。イギリスのグラママー・スクールやドイツのギムナジウムのように、六、七年の大学準備教育というならそれなりに内容も統制できますし、程度も大体同じでございします。が、日本の場合には進学をする部門と普通課程でそのまま就職する者といふふりになつております。それから農、工、商等の実業関係、すなわち高等学校の内容が相当多種にわたつて、内容自体が相当変化を持つておる、こゝういふ点で従前の中学校のようになつては参らぬと思ひます。

もう一つは、先ほど申しましたように進学率が非常にふえて、だんだんと国民教育の様相を呈して参りましたので、その点は義務教育に準じてある程度の格差ができるのはやむを得ないのではなからうか。しかしながら、高等学校の目的であるところのものは、これは十分果たしていきたい。その中でそれぞれ、進学を中心とする者あるいは農、工、商等の実業に向かう者、それぞれの特質を生かせるような教育を推し進めるべきではなからうか、こゝういふふうに考へておるのでございします。本質的に異なつたのは、先ほど申しましたように、教育制度の面から見たといふことが一つ、それから進学率が高んだんふえて参りまして、国民教育の最終段階としての様相を持つてきたといふ点、従前の中等学校とは趣を異にしておるように見受けられるのであります。

○矢嶋三義君 あなたの所見の過半数は私は是認されますが、しかし、十全の賛意を表するわけにはいかないの

す。で、一部反論をして、さらに承りたいと思ふのですが、その原因の中には、中学校の現状というものがあつて思ふのです。これには、教師の質とあるいは教師の量とか、施設設備の問題とか、さらに国民の所得格差というものがだんだんと開いて参つた、こういうような背景もあり、それらを積極的に解決せずに、ただ制度だけ発足させたという根本的な前提要因は私はあると思ふのです。それはまあさておいて、私は今、焦点を合わせて承りたいことは、あの高等学校が発足したとき、とりあえず乙号基準でいい、三、四年のうちに甲号基準にしようというものであつた。それが一つの当時の国民への政府の約束であつた。ところが、十数年たつて、本日本乙号基準の九三、四〇しか達せず、今日ここに提案された法案すら甲号基準に達していない。これは政治をやつてゐる者の国民に対する大きな公約違反である。どこに一体原因があるのか。なぜそれをやらぬのか。さらに具体的に掘り下げるならば、高等学校の一年であるいは英語とか数学の授業をするにあつては、少なくとも今の中学校の事情から、二、三ヶ月間は調整期間を置かなければ次の高等学校らしい講義といふものは進めていかれない実情なんですね。そういう条件があればあるほど、甲号基準程度の教師を確保する、そうして一クラスの収容人員にしても、先進国のそれを見るまでもなく、四十程度に押えるというだけの抜本的なことをやらなければ——これはやろうと思つたら日本の経済力でやれぬことはないわけですよ、それくらい

を充足しただけでそういうものを放置しておつて、何で国民の期待に沿ひ、子供に十分の満足を与えることができるかといふと、僕は政治の責任といふものを非常に感じ、追及せざるを得ないわけですよ。

で、この法案を見ますと、甲号基準に達しない。そうして五十はあろうか——内容にはきつうあまり入りませんが、附則十五項の五では、生徒急増に対する臨時措置として少し詰め学級を是認するやうな条章が十五項にはうたわれてあるわけですね。これは私ほとんどないことだと思ふのです。これらの点については文部大臣はどういうふうにお考えになつておられるのか。それは予算とかかね合ひ、日本予算規模との云々だと言われるかもしれませんが、そういうことは聞こ

八、九、四十と高等学校に移行します。そのピークが終りますれば、相当いはばがた減りになることは数字的にも見えておる。したがつて、施設設備の充実も必要でございませうし、やろうと思つてできないことではない。算術的にはそれでいいけれども、納税者側に立つてあらためて考えてみれば、三年間の必要に應ずる施設設備も極力やるべきではございませう。さうして生徒数を減らして、それに応ずるものを三年間に整備していきまうことは、四年目以降だんだん減つてきて、三、四年後にはがた減りになるであらうことが数字的に見ておる場合、はたしてその一時のために相当膨大な経費を出して整備すべきかどうかといふ比較考量的問題と考へまして、三年間だけはやむを得ず一割程度の少し詰めをがまんして下さい、生徒も困りま

いう犠牲者には補償措置を現在の日本人の国民の税金でやるように法的、予算的措置をしながら、終戦子として生み落とされた自分たちには、まあ適当な教育設備がまんしてもいい、青春再び来たらすです。そういう子供だつたら言ひ分があらう。せめてそういう子供にはそういう不満を持たないやうに戦争をやつたお互いおとなは三ばいの飯を二ばいにしてもやつてあげる道義的な責任があるのじゃないでしょうか。それが僕は政治だと思ふ。そうしなければお互い一億一心とかいつて、戦争をぶつ始めておつて、そうしてあつた子供には砂糖もなめさせない、バナナの食べ方も知らなかつたのです。終戦後与えたときは、皮のままだつたもんです。彼らは、そうして教育を受ける年令層になつてそういう犠牲を強いられるといふことはね。われわれの世代に戦争をやつて国民に迷惑をかけたのですから。せめてその終戦子として生まれた子供にはね、もう少し国の予算を飛躍的にさいてやるべき義務がある。それが筋が通つてゐると思ふのです。そういう点からいつて、こういう十五項の臨時的な措置とかね、甲号基準にも足らないといふ点はこの法案の一番欠陥とするところだと思ふのです。この点は与党の方々とも、次善策として理事を通じて今後協議して参りたいと思ひます

講師、実習助手、事務職員、こういう員数はふえこそすれ決して減らない。それから、各都道府県段階に現在確保されている高等学校の教育従事者の数ですね、この既得権といひますかね、この現在の情勢といふものは、少なくともその水準は必ず維持されるのみならず、さらにそれよりは高校教育の進展という立場から、よりよくなることを期した法律案で、提案者としてはその点は責任をもつて保証する、こういう意味でこの法案は出ているものと私は認識いたしますが、相違ないか、文部大臣のお答えをいただいております。と思ひます。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 趣旨はさういふ建前でございませう。なお、具体的なことは政府委員から必要ならばお答えを申し上げます。

三、四年のうちに甲号基準にしようというものであつた。それが一つの当時の国民への政府の約束であつた。ところが、十数年たつて、本日本乙号基準の九三、四〇しか達せず、今日ここに提案された法案すら甲号基準に達していない。これは政治をやつてゐる者の国民に対する大きな公約違反である。どこに一体原因があるのか。なぜそれをやらぬのか。さらに具体的に掘り下げるならば、高等学校の一年であるいは英語とか数学の授業をするにあつては、少なくとも今の中学校の事情から、二、三ヶ月間は調整期間を置かなければ次の高等学校らしい講義といふものは進めていかれない実情なんですね。そういう条件があればあるほど、甲号基準程度の教師を確保する、そうして一クラスの収容人員にしても、先進国のそれを見るまでもなく、四十程度に押えるというだけの抜本的なことをやらなければ——これはやろうと思つたら日本の経済力でやれぬことはないわけですよ、それくらい

を充足しただけでそういうものを放置しておつて、何で国民の期待に沿ひ、子供に十分の満足を与えることができるかといふと、僕は政治の責任といふものを非常に感じ、追及せざるを得ないわけですよ。

で、この法案を見ますと、甲号基準に達しない。そうして五十はあろうか——内容にはきつうあまり入りませんが、附則十五項の五では、生徒急増に対する臨時措置として少し詰め学級を是認するやうな条章が十五項にはうたわれてあるわけですね。これは私ほとんどないことだと思ふのです。これらの点については文部大臣はどういうふうにお考えになつておられるのか。それは予算とかかね合ひ、日本予算規模との云々だと言われるかもしれませんが、そういうことは聞こ

いう犠牲者には補償措置を現在の日本人の国民の税金でやるように法的、予算的措置をしながら、終戦子として生み落とされた自分たちには、まあ適当な教育設備がまんしてもいい、青春再び来たらすです。そういう子供だつたら言ひ分があらう。せめてそういう子供にはそういう不満を持たないやうに戦争をやつたお互いおとなは三ばいの飯を二ばいにしてもやつてあげる道義的な責任があるのじゃないでしょうか。それが僕は政治だと思ふ。そうしなければお互い一億一心とかいつて、戦争をぶつ始めておつて、そうしてあつた子供には砂糖もなめさせない、バナナの食べ方も知らなかつたのです。終戦後与えたときは、皮のままだつたもんです。彼らは、そうして教育を受ける年令層になつてそういう犠牲を強いられるといふことはね。われわれの世代に戦争をやつて国民に迷惑をかけたのですから。せめてその終戦子として生まれた子供にはね、もう少し国の予算を飛躍的にさいてやるべき義務がある。それが筋が通つてゐると思ふのです。そういう点からいつて、こういう十五項の臨時的な措置とかね、甲号基準にも足らないといふ点はこの法案の一番欠陥とするところだと思ふのです。この点は与党の方々とも、次善策として理事を通じて今後協議して参りたいと思ひます

講師、実習助手、事務職員、こういう員数はふえこそすれ決して減らない。それから、各都道府県段階に現在確保されている高等学校の教育従事者の数ですね、この既得権といひますかね、この現在の情勢といふものは、少なくともその水準は必ず維持されるのみならず、さらにそれよりは高校教育の進展という立場から、よりよくなることを期した法律案で、提案者としてはその点は責任をもつて保証する、こういう意味でこの法案は出ているものと私は認識いたしますが、相違ないか、文部大臣のお答えをいただいております。と思ひます。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 趣旨はさういふ建前でございませう。なお、具体的なことは政府委員から必要ならばお答えを申し上げます。

三、四年のうちに甲号基準にしようというものであつた。それが一つの当時の国民への政府の約束であつた。ところが、十数年たつて、本日本乙号基準の九三、四〇しか達せず、今日ここに提案された法案すら甲号基準に達していない。これは政治をやつてゐる者の国民に対する大きな公約違反である。どこに一体原因があるのか。なぜそれをやらぬのか。さらに具体的に掘り下げるならば、高等学校の一年であるいは英語とか数学の授業をするにあつては、少なくとも今の中学校の事情から、二、三ヶ月間は調整期間を置かなければ次の高等学校らしい講義といふものは進めていかれない実情なんですね。そういう条件があればあるほど、甲号基準程度の教師を確保する、そうして一クラスの収容人員にしても、先進国のそれを見るまでもなく、四十程度に押えるというだけの抜本的なことをやらなければ——これはやろうと思つたら日本の経済力でやれぬことはないわけですよ、それくらい

を充足しただけでそういうものを放置しておつて、何で国民の期待に沿ひ、子供に十分の満足を与えることができるかといふと、僕は政治の責任といふものを非常に感じ、追及せざるを得ないわけですよ。

で、この法案を見ますと、甲号基準に達しない。そうして五十はあろうか——内容にはきつうあまり入りませんが、附則十五項の五では、生徒急増に対する臨時措置として少し詰め学級を是認するやうな条章が十五項にはうたわれてあるわけですね。これは私ほとんどないことだと思ふのです。これらの点については文部大臣はどういうふうにお考えになつておられるのか。それは予算とかかね合ひ、日本予算規模との云々だと言われるかもしれませんが、そういうことは聞こ

いう犠牲者には補償措置を現在の日本人の国民の税金でやるように法的、予算的措置をしながら、終戦子として生み落とされた自分たちには、まあ適当な教育設備がまんしてもいい、青春再び来たらすです。そういう子供だつたら言ひ分があらう。せめてそういう子供にはそういう不満を持たないやうに戦争をやつたお互いおとなは三ばいの飯を二ばいにしてもやつてあげる道義的な責任があるのじゃないでしょうか。それが僕は政治だと思ふ。そうしなければお互い一億一心とかいつて、戦争をぶつ始めておつて、そうしてあつた子供には砂糖もなめさせない、バナナの食べ方も知らなかつたのです。終戦後与えたときは、皮のままだつたもんです。彼らは、そうして教育を受ける年令層になつてそういう犠牲を強いられるといふことはね。われわれの世代に戦争をやつて国民に迷惑をかけたのですから。せめてその終戦子として生まれた子供にはね、もう少し国の予算を飛躍的にさいてやるべき義務がある。それが筋が通つてゐると思ふのです。そういう点からいつて、こういう十五項の臨時的な措置とかね、甲号基準にも足らないといふ点はこの法案の一番欠陥とするところだと思ふのです。この点は与党の方々とも、次善策として理事を通じて今後協議して参りたいと思ひます

講師、実習助手、事務職員、こういう員数はふえこそすれ決して減らない。それから、各都道府県段階に現在確保されている高等学校の教育従事者の数ですね、この既得権といひますかね、この現在の情勢といふものは、少なくともその水準は必ず維持されるのみならず、さらにそれよりは高校教育の進展という立場から、よりよくなることを期した法律案で、提案者としてはその点は責任をもつて保証する、こういう意味でこの法案は出ているものと私は認識いたしますが、相違ないか、文部大臣のお答えをいただいております。と思ひます。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 趣旨はさういふ建前でございませう。なお、具体的なことは政府委員から必要ならばお答えを申し上げます。

三、四年のうちに甲号基準にしようというものであつた。それが一つの当時の国民への政府の約束であつた。ところが、十数年たつて、本日本乙号基準の九三、四〇しか達せず、今日ここに提案された法案すら甲号基準に達していない。これは政治をやつてゐる者の国民に対する大きな公約違反である。どこに一体原因があるのか。なぜそれをやらぬのか。さらに具体的に掘り下げるならば、高等学校の一年であるいは英語とか数学の授業をするにあつては、少なくとも今の中学校の事情から、二、三ヶ月間は調整期間を置かなければ次の高等学校らしい講義といふものは進めていかれない実情なんですね。そういう条件があればあるほど、甲号基準程度の教師を確保する、そうして一クラスの収容人員にしても、先進国のそれを見るまでもなく、四十程度に押えるというだけの抜本的なことをやらなければ——これはやろうと思つたら日本の経済力でやれぬことはないわけですよ、それくらい

を充足しただけでそういうものを放置しておつて、何で国民の期待に沿ひ、子供に十分の満足を与えることができるかといふと、僕は政治の責任といふものを非常に感じ、追及せざるを得ないわけですよ。

で、この法案を見ますと、甲号基準に達しない。そうして五十はあろうか——内容にはきつうあまり入りませんが、附則十五項の五では、生徒急増に対する臨時措置として少し詰め学級を是認するやうな条章が十五項にはうたわれてあるわけですね。これは私ほとんどないことだと思ふのです。これらの点については文部大臣はどういうふうにお考えになつておられるのか。それは予算とかかね合ひ、日本予算規模との云々だと言われるかもしれませんが、そういうことは聞こ

いう犠牲者には補償措置を現在の日本人の国民の税金でやるように法的、予算的措置をしながら、終戦子として生み落とされた自分たちには、まあ適当な教育設備がまんしてもいい、青春再び来たらすです。そういう子供だつたら言ひ分があらう。せめてそういう子供にはそういう不満を持たないやうに戦争をやつたお互いおとなは三ばいの飯を二ばいにしてもやつてあげる道義的な責任があるのじゃないでしょうか。それが僕は政治だと思ふ。そうしなければお互い一億一心とかいつて、戦争をぶつ始めておつて、そうしてあつた子供には砂糖もなめさせない、バナナの食べ方も知らなかつたのです。終戦後与えたときは、皮のままだつたもんです。彼らは、そうして教育を受ける年令層になつてそういう犠牲を強いられるといふことはね。われわれの世代に戦争をやつて国民に迷惑をかけたのですから。せめてその終戦子として生まれた子供にはね、もう少し国の予算を飛躍的にさいてやるべき義務がある。それが筋が通つてゐると思ふのです。そういう点からいつて、こういう十五項の臨時的な措置とかね、甲号基準にも足らないといふ点はこの法案の一番欠陥とするところだと思ふのです。この点は与党の方々とも、次善策として理事を通じて今後協議して参りたいと思ひます

講師、実習助手、事務職員、こういう員数はふえこそすれ決して減らない。それから、各都道府県段階に現在確保されている高等学校の教育従事者の数ですね、この既得権といひますかね、この現在の情勢といふものは、少なくともその水準は必ず維持されるのみならず、さらにそれよりは高校教育の進展という立場から、よりよくなることを期した法律案で、提案者としてはその点は責任をもつて保証する、こういう意味でこの法案は出ているものと私は認識いたしますが、相違ないか、文部大臣のお答えをいただいております。と思ひます。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 趣旨はさういふ建前でございませう。なお、具体的なことは政府委員から必要ならばお答えを申し上げます。

三、四年のうちに甲号基準にしようというものであつた。それが一つの当時の国民への政府の約束であつた。ところが、十数年たつて、本日本乙号基準の九三、四〇しか達せず、今日ここに提案された法案すら甲号基準に達していない。これは政治をやつてゐる者の国民に対する大きな公約違反である。どこに一体原因があるのか。なぜそれをやらぬのか。さらに具体的に掘り下げるならば、高等学校の一年であるいは英語とか数学の授業をするにあつては、少なくとも今の中学校の事情から、二、三ヶ月間は調整期間を置かなければ次の高等学校らしい講義といふものは進めていかれない実情なんですね。そういう条件があればあるほど、甲号基準程度の教師を確保する、そうして一クラスの収容人員にしても、先進国のそれを見るまでもなく、四十程度に押えるというだけの抜本的なことをやらなければ——これはやろうと思つたら日本の経済力でやれぬことはないわけですよ、それくらい

を充足しただけでそういうものを放置しておつて、何で国民の期待に沿ひ、子供に十分の満足を与えることができるかといふと、僕は政治の責任といふものを非常に感じ、追及せざるを得ないわけですよ。

で、この法案を見ますと、甲号基準に達しない。そうして五十はあろうか——内容にはきつうあまり入りませんが、附則十五項の五では、生徒急増に対する臨時措置として少し詰め学級を是認するやうな条章が十五項にはうたわれてあるわけですね。これは私ほとんどないことだと思ふのです。これらの点については文部大臣はどういうふうにお考えになつておられるのか。それは予算とかかね合ひ、日本予算規模との云々だと言われるかもしれませんが、そういうことは聞こ

いう犠牲者には補償措置を現在の日本人の国民の税金でやるように法的、予算的措置をしながら、終戦子として生み落とされた自分たちには、まあ適当な教育設備がまんしてもいい、青春再び来たらすです。そういう子供だつたら言ひ分があらう。せめてそういう子供にはそういう不満を持たないやうに戦争をやつたお互いおとなは三ばいの飯を二ばいにしてもやつてあげる道義的な責任があるのじゃないでしょうか。それが僕は政治だと思ふ。そうしなければお互い一億一心とかいつて、戦争をぶつ始めておつて、そうしてあつた子供には砂糖もなめさせない、バナナの食べ方も知らなかつたのです。終戦後与えたときは、皮のままだつたもんです。彼らは、そうして教育を受ける年令層になつてそういう犠牲を強いられるといふことはね。われわれの世代に戦争をやつて国民に迷惑をかけたのですから。せめてその終戦子として生まれた子供にはね、もう少し国の予算を飛躍的にさいてやるべき義務がある。それが筋が通つてゐると思ふのです。そういう点からいつて、こういう十五項の臨時的な措置とかね、甲号基準にも足らないといふ点はこの法案の一番欠陥とするところだと思ふのです。この点は与党の方々とも、次善策として理事を通じて今後協議して参りたいと思ひます

講師、実習助手、事務職員、こういう員数はふえこそすれ決して減らない。それから、各都道府県段階に現在確保されている高等学校の教育従事者の数ですね、この既得権といひますかね、この現在の情勢といふものは、少なくともその水準は必ず維持されるのみならず、さらにそれよりは高校教育の進展という立場から、よりよくなることを期した法律案で、提案者としてはその点は責任をもつて保証する、こういう意味でこの法案は出ているものと私は認識いたしますが、相違ないか、文部大臣のお答えをいただいております。と思ひます。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 趣旨はさういふ建前でございませう。なお、具体的なことは政府委員から必要ならばお答えを申し上げます。

在の業績を下回らないということは保証できると思つておられます。それから各府県でこの法案以上によつてい

るところがあるようにもお話がございますが、総数としては私どもこの法案だけで全部カバーできると思つて

が、高等学校の中には、約四千もございまして、その中にはいろいろ課程がございまして、各府県の実情が千差万

別でございまして、教員数のほうでは十分である、実習助手が十分であるとい

ふるいは事務職員が十分であるといふようないろいろなケースもござい

ますが、この法案は先ほど申しましたように、各府県の総数をきめておりま

すから、各府県について多少のこぼ

りはあるにいたしまして、各府県が配当する場合には十分その点は考慮

いたしまして、実績を下回らぬよう

に、さらにこれを改善するような御努力を払つていただきたい。あくまでも

これは交付税で保証いたします最低基準でございますから、それ以上の学校

があるなら、さらにそれを改善するよう努力していただくのが筋合ひだろ

う、こういうふうに考えているわけ

でございます。

○矢嶋三義君 もう一問いたします。文部大臣、お答えいただきたい。私は

各学校とまでは申しませんが、都道府県段階で切ります。各都道府県が現在

維持確保しておる定数は、この法律案が公布、施行された暁において、そ

の水準は責任を持って維持できる、そういう立場においてこの法律は作つて

おる、その点は責任が持てる、こ

ういふことだと思つておる、この点、文部大臣にお答えいただきます。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) そのとお

りでございまして。

○矢嶋三義君 それでは、資料だけお願

いいたしておきますが、それは教諭、養護教諭、実習助手、事務職員等につ

いて、この法律施行について各都道府

県でどういふ数字の変動があるか、それを一覽表にして出していただきたい。

それから次は、昭和三十六年から昭和四十四年に至る中学校の卒業予定

数、まあ三十六年については進学数はきまつておりますが、進学推定数です

ね。さらにその進学率ですね。それを各都道府県別に一覽表を作られて

おそらく文部省にあると思つて、おそらく文部省にあると思つて、おそらく

文部省にあると思つて、おそらく

文部省にあると思つて、おそらく

文部省にあると思つて、おそらく

文部省にあると思つて、おそらく

文部省にあると思つて、おそらく

文部省にあると思つて、おそらく

○豊瀬一君 予算措置をしますかという意味です。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 都道府県の段階におきまして、この法律が施行されまして現在よりは総数が減るところはないと承知しております。

○矢嶋三義君 あつた場合は、今私が言ったとおりになるわけですね、その趣旨からいいます。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) あつた場合は法律の命令に従つて善処せねばならぬ立場であると思ひます。

○豊瀬一君 それなら責任持つことにならぬじゃないですか。それが私はわからぬ。

○矢嶋三義君 それがこの法律のちよつと問題ですがね。大臣、時間が延びたから變つた答弁せぬようにして下さいよ。そうなつたら絶対これではなくちやならぬ。上げて下げてでもいかぬという——上げてはいけれども下げてはならぬという、これは一つの標準法なんですからね。標準法だから、だからさつき言つたように、九百五十人になつても、現在千人ということになれば、それはないと言われるが、かりにあつた場合のことを私は杞憂しているわけだ、あつた場合、それは維持できるように措置がはからなければならぬ、その責任を政府として、提案者として持つていただますかというところをさつき伺つたところが、持ちますと言ふから、なるほど大した大臣だと思つたのですがね、それでしよ、それでなければおかしいですよ。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) もちろんおっしゃるような場合には、当然でございます。

○委員長(平林剛君) 先ほど矢嶋委員の資料の提出要求については、よろしうございませう。

それでは、本案に対する質疑は、本日のところこの程度とし、散会をいたします。

午後四時一分散会

十月十七日本委員会に左の案件を付託された。(予備審査のための付託は九月二十五日)

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案
国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案
国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国民の祝日等に関する法律

第二条の成人の日の項の次に次のように加える。

建国記念日 二月十一日 建国を記念し、国を愛する心を養ふ。

第二条のこどもの日の項の次に次のように加える。

お盆の日 七月十五日 たがいに生存を祝い、先人に感謝する。

第二条の秋分の日項の次に次のように加える。

体育の日 十月の第一土曜日 スポーツを愛好し、健康な心身をつちかひ、明るい生活をたてる。

第三条の次に次の二条を加える。

第四条「国民の祝日」には、国旗を掲げるものとする。

第五条 日曜日が「国民の祝日」に当たるときは、その翌日は、休日とする。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十七年一月一日から施行する。

(民事訴訟法の一部改正)

2 民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

第五百三十九条第一項中「祝祭日」を「休日」に改める。

(船員法の一部改正)

3 船員法(昭和二十二年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第七十六条中「祝祭日の休日」を「国民の祝日等に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)の規定による休日」に改める。

(一般職の職員の給与に関する法律の一部改正)

4 一般職の職員の給与に関する法律の一部を次のように改正する。

十月十九日本委員会に左の案件を付託された。

一、昭和三十七年度文教関係立法措置等に関する請願(第三四一号)

一、公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律案成立促進等に関する請願(第三六五号)(第四五一号)

月二十五日)
一、学校教育法等の一部を改正する法律案

十月十七日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案(案)

律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第十七条第三項中「国民の祝日」に「国民の祝日等に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する日」を「国民の祝日等に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)第三條に規定する休日及び同法第五條に規定する休日(第十四条第四項ただし書又は第五項の規定により日曜日以外の日を勤務を要しない日と定められている職員にあつては、政令で定める日)」に改める。

(薪炭価格安定法の一部改正)

5 薪炭価格安定法(昭和二十六年法律第三百十号)の一部を次のように改正する。

第十三条第四項中「祝日」を「国民の祝日等に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日」に改める。

(特許法の一部改正)

6 特許法(昭和三十四年法律第百二十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「国民の祝日」を「国民の祝日等に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日」に改める。

十月十九日本委員会に左の案件を付託された。

一、昭和三十七年度文教関係立法措置等に関する請願(第三四一号)

一、公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律案成立促進等に関する請願(第三六五号)(第四五一号)

一、米軍板付飛行場周辺の犬野町立小中学校の完全防衛対策に関する請願(第三八九号)(第四四五号)

一、公立高等学校増設のための抜本的立法措置等に関する請願(第四四六号)

第三四一号 昭和三十六年十月七日受理

昭和三十七年度文教関係立法措置等に関する請願

請願者 熊本市花畑町八〇熊本県教育庁内 横山治助 外二名

紹介議員 森中 守義君

地方教育の実情を顧みるとき、現在なお、至急対策を講じなければならぬ幾多の問題が山積してあり、特に、(一)高等学校生徒急増対策、(二)公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の早期制定、(三)学校給食の普及充実、(四)公立学校教職員退職年金制度の早期実施、等はいずれも全国的規模において、緊急しかも将来を見通して解決をはからなければならぬ重要課題であつて、究極的には国の強力な援助がなくてはその目的を達成することは困難であるから、事情を察察の上、特段の配慮をせられたいとの請願。

第三六五号 昭和三十六年十月九日受理

公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律案成立促進等に関する請願

請願者 岡山市弓之町一三四山陽女子高等学校PTA 内 秀島達雄

紹介議員 近藤 鶴代君

昭和三十三年年度からはじまる高等学校生徒の急増に備え、一方高等学校における新教育課程の実施を前にして、この際、一定数の教職員を確保することは、最も緊急なことと考えられるから、各都道府県の実情並びに教育現場の意向を十分しんしゃくされて、公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律案をすみやかに成立せられたい。なお、私立高等学校に対しても、今後適切な措置を講ぜられたい。また、高等学校急増対策建物の新・増築並びに改築については、単に工業高等学校だけでなく、他の課程の高等学校に対しても、国の補助率を現行の三分の一から二分の一に引き上げるとともに、基準単価を大幅に増額する等の措置を講ぜられたい。なお、私立高等学校の場合においても、時宜に適した施策を考慮せられたいとの請願。

第四五一号 昭和三十三年十月十二日受理
公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律案成立促進等に関する請願
請願者 大分市上野大分県立大分上野丘高等学校内大分県高等学校PTA連合会内 高田休
紹介議員 後藤 義隆君
この請願の趣旨は、第三六五号と同じである。

第三八九号 昭和三十三年十月十日受理
米軍板付飛行場周辺の大野町立小中学校の完全防音対策に関する請願

請願者 福岡県筑紫郡大野町 長 山上高太郎外六名
紹介議員 安部 清美君
米軍板付飛行場周辺の大野町立大野北小学校及び大野町立大野小学校の全部校舎と大野町立大野中学校の一部校舎は飛行機進路の直下にあり、連日特異の爆音に、児童及び生徒が、学習的にも生理的にも極度に悩まされているから、これを救済するため、早急に完全防音装置の鉄筋コンクリート建に、校舎を改築せられたいとの請願。

第四四五号 昭和三十三年十月十二日受理
米軍板付飛行場周辺の大野町立小中学校の完全防音対策に関する請願
請願者 福岡県筑紫郡大野町 名 会長 河波孝夫外六名
紹介議員 剣木 亨弘君
この請願の趣旨は、第三八九号と同じである。

第四四六号 昭和三十三年十月十二日受理
公立高等学校増設のための抜本的立法措置等に関する請願(十九通)
請願者 東京都武蔵野市境五二〇 久美子外十八名
紹介議員 市川 房枝君
昭和三十三年年度から四十年度にかけての中学卒業生の急増は、現状の受入れ体制のままでは、今でもきびしい進学競争率をいつそうはげしくし、ただでさえ心配されている義務教育の予備校化、教育方法や教育内容のゆがみをひどくすることが予想されるから、(一)昭和三十三年年度以降の中学卒業生の激

増にそなえ、希望者が全員高校に入学できるように公立学校を増設するための、行政、財政面にわたる特別立法措置を講ずること、(二)学校用地買収費や、校舎建築基準単価などを実情にありより是正し、現状に見合った建築計画の確立と、その実現促進をはかること、(三)小、中学校、高等学校におけるすしめ学級をなくして、一学級最高四十名とし、教員配当基準を大幅に引き上げること、(四)国有地、国有建物を、高校増設のために優先的に払い下げること、(五)政令百六号を廃止し、義務教育費半額国庫負担を確立するとともに、富裕県に対する交付金の削減をしないこと等を実現せられたいとの請願。

十月二十日本委員会に左の案件を付託された。(予備審査のための付託は九月二十五日)
一、公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律案

昭和三十六年十月二十五日印刷

昭和三十六年十月二十六日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局